

平成27年9月7日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第3回定例会
 平成27年9月7日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

てまいります。

再開 午前9時30分

一般質問

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

○國井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年9月7日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに発展させることについて	(1) 平和都市宣言都市にふさわしい平和事業のこれまでの取り組みと今後の展望について (2) 寒河江市内に生存する戦争体験者の証言を聞き取り記録保存することについて (3) 市内に残されているさきの戦争の各種資料を収集・保存することについて (4) 原爆の惨禍を学習してもらうために広島・長崎への市内小中学生の代表派遣について	6番 遠藤智与子	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	住宅リフォーム助成制度（住宅建築推進事業補助金制度）の本年度の実施状況を踏まえての幾つかの課題について	(1) 本年度の実施状況について (2) 予算の増額について (3) 急がれる店舗リフォームへの助成制度について		市長
13	高齢者支援について	運転免許自主返納高齢者へのサポート事業について		市長
14	聴覚障がいに関する助成について	(1) 難聴児の補聴器の助成金制度について (2) デジタル教科書の導入について	2番 古 沢 清 志	市長 教育長
15	18歳選挙権について	(1) 主権者教育を学校で行うのか (2) 主権者教育をするとすれば、誰が行うのか (3) 教育の時期について		教育長
16	戦後70年の節目にあたる今年度の平和行政推進について	(1) 非核三原則の遵守、不戦の誓いを新たにし、市民の平和な暮らしを守るための「ピースアクションさがえ（仮称）」について ア 「平和都市宣言」当時からこれまでの平和行政の取り組みについて イ 防空壕や戦時中の貴重な資料など歴史的文化遺産等の保存について ウ 戦争体験者から語り継がれる史実の記録・保存について エ 小中学生に対する「昭和の歴史」教育と平和教育のさらなる推進に向けて	4番 渡 邊 賢 一	市長 教育長
17	屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実について	(1) 寒河江公園（長岡山）の都市計画マスタープラン見直しについて ア 地域ワークショップ・座談会・パブリックコメント等による意見集約状況と公共事業整備優先順位基準（いわゆる「4つの判断基準」）について		市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>イ 寒河江公園再整備計画における市陸上競技、市野球場の改修リニューアルとクロスカントリーコースの新設整備等について</p> <p>ウ 太陽光や小水力発電などによるスポーツ施設夜間照明のさらなる拡大について</p> <p>(2) 市民のいきいき健康づくりと生涯スポーツの普及について</p> <p>ア 「市民歩け歩け運動」「市民ラジオ体操」の復活と「市民歌のびのび体操」普及等シニア向け介護予防と心身の健康づくりについて</p> <p>イ 「寝たきりゼロ」のため、介護現場における専門トレーナーによる軽体操普及や音楽療法の導入について</p> <p>ウ 生涯スポーツ振興のための予算確保と人的体制強化について</p>		
18	共通番号制度について	共通番号制度の懸念される問題と課題について	15番 内藤 明	市長
19	乳幼児の虫歯予防について	フッ素塗布の現況と課題について		市長
20	スポーツ少年団、部活動について	<p>(1) コーチ、監督等の指導者の資格要件について</p> <p>(2) スポーツ少年団の指導監督の所在と相談窓口について</p>		教育長
21	学校教育について	偏見と思われるが、一部マスコミやブログ等で時折報じられる「日教組の偏った教育」の有無について		教育長
22	新第5次振興計画の評価（見込み）と（仮）第6次振興計画策定の取り組みについて	<p>(1) 新第5次振興計画の各章における平成27年度（最終年度）までの目標をどのように評価（見込み）しているのか</p> <p>(2) （仮）第6次振興計画策定の方策について計画の構成、重点プロジェクト及び計画策定の組織等、さらに</p>	8番 石山 忠	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		将来都市像について、どのように考えているのか (3) 目標の達成度を受けて、(仮) 第6次振興計画への反映をどのように考えているのか		

遠藤智与子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番から13番までについて、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

夏の猛暑が一転して雨空の続く昨今ですが、この雨が農作物に悪い影響を及ぼさないことを願っております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長並びに教育長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号11番、戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに発展させることについて質問いたします。

今、安倍政権の安保法制関連法案の11法案、通称戦争法案を廃案に追い込もうとする国民のあらゆる階層、あらゆる世代が声を上げ、連日のように抗議集会や行動が行われております。去る8月30日は東京だけで12万人、全国合わせて100万人近い大抗議行動が行われました。これは、60年安保を上回る行動だとマスコミでも大きく取り上げられました。私たちの住む寒河江でも、9月1日には約200人の戦争法反対のパレードと抗議集会が開催されました。

これだけの国民が反対しているのは、この法案が戦後70年の間、一人の戦死者も出さない平和国家としての日本のあり方を大きく変えようとしていることを敏感に感じ取っているからだ

と考えます。今このとき、寒河江市の平和都市宣言の持つ重さを自覚して、広く市民に知らしめることが大きな意味を持つと考えます。

私は、昨年、6月議会、9月議会と平和事業について質問してきた経緯がありますが、その後どのような施策を行ってきたのか、まず伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

遠藤議員から、戦後70年を契機に本市の平和事業をさらに進展していくためにということ御質問をいただきましたが、御案内のとおりことは戦後70年とこういう大きな節目の年があります。マスコミのみならず、さまざまところでこれまでの70年の歩みを検証しつつ、国民に対して平和のとうとさを伝えるさまざまな取り組みがなされているわけであります。

寒河江市におきましてもこれまで戦没者追悼式、戦争と平和パネル展などの取り組みを行ってきたわけでありますけれども、ことしは戦後70年ということで、新たな取り組みもさせていただいて、充実をしたところでございます。

具体的には、遠藤議員も参加していただきましたが、市主催の戦没者追悼式において市内の1,394名に上る戦没者名簿の奉呈、さらには特攻隊員として命を落とされた青年の戦地から母親に宛てた最後の手紙をスライド上映とあわせて参加者の皆さんに紹介をさせていただきました。それから、平和都市宣言のお話もありましたけれども、宣言文全文を式次第に掲載して、朗読をしていただいたということでございます。

図書館におきましても、これまでも戦争と平和パネル展というものを実施させていただきましたが、ことしはさらに戦争の体験談を聞くつどいというものを開催させていただいて、お二人の方から戦時中の体験談などを語っていただいたところでもあります。若い方やお子様連れの方々も参加をしていただいて、大変評価をいただいたというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

私もこのたび初めて厚生文教常任委員長ということで戦没者追悼式に参加させていただきました。そのときの1,394名の名簿の奉呈、そして平和都市宣言全文を式次第に書いていただいたこと、それから戦没者の特攻隊員がお母さんに宛てた手紙など、これまでになく意欲的な取り組みに大変うれしく感じたところがありました。私は、この平和事業をさらに発展させたいという思いで質問いたします。

平和都市宣言という表示がございますけれども、市庁舎の壁面に垂れ幕として掲示するとか、より多くの市民の目に触れる場所への掲示を工夫する必要があるのではないかなと考えております。今のところではなかなか目に入りにくいのではないかとこのように考えておりますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平和都市宣言の告知ということで御質問いただきましたが、御案内のとおり市庁舎の正面にあります広告塔には平和都市宣言を含む3つの宣言と、それから市の木、市の花などを表示してPRに努めさせていただいております。それだけでなく、議員からは垂れ幕とか壁面ということではありますが、今壁面に掲示をしておるものについては、市独自のイベントでありますとか市民や市内の団体などが顕著な表彰を受けたということで、臨時的に設置をしているということでもあります。

そういう意味で、御提案の内容などについては今後検討していく必要があるかというふうに思いますが、宣言文については、現在市のホームページに掲載をしているところでもあります。さらに全文をとということではありますが、それぞれ宣言文、平和都市宣言以外の宣言文についてもそれぞれ全文があるわけでもありますので、そこから辺をどういうふうに表示していけるのかどうかもあわせて検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

市報などにも全文掲載をとというような趣旨なのかなというふうに思いますが、そういう点もあわせてこれから市報の記事内容、ボリュームなどもあわせて検討して、判断をしていきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 今現在、市庁舎にかかっている垂れ幕は、いろいろな行事やイベントなどの臨時的な周知の方法であるということでしたけれども、今現在3つの宣言、それからそのほかの宣言がございますけれども、木や花とか魚とかありますけれども、そのポールに書かれている文字がそれぞれによって大きいのがあったり、小さいのがあったり、複数並べてあったりということでもありますので、平和都市宣言全文を垂れ幕にするということは言っておりません。その宣言というものを平等な扱いで掲示する方法、垂れ幕にできれば一番いいですけれども、スペースもあると思いますので、その宣言というものを平等な扱いで掲示していく方法を考えていく必要があるのではないかなと思っております。

それで、平和都市宣言全文は、今年の質問で私は石碑にしてはどうかと言ったところ、市長より、それは現実的ではないということをおっしゃったので、私は追悼式に参加して式次第でその平和都市宣言全文に触れまして、市報に毎年8月、2回の市報がありますけれども、その市報に全文は掲載していくことはしてい

ってもいいのではないかと思います。全てに宣言文があるということでございますが、平和都市宣言の全文は大変短いものでありますし、格調の高いものではありませんが短い文になっております。ですので、これは毎年8月になったとき市報に掲載ということで、私はこのたびぐつと現実的な提案として、しているつもりであるんですけれども、その宣言都市というものの複数の宣言ですね、これをやっぱりきちんと市民みんなの目に入るようにということでは、今ある垂れ幕のほかに可能性を探っていくことができるんじゃないかと思うんですけれども、もう一度その辺お願いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市がこれまでにした都市宣言については、5つの宣言があるわけです。平和都市宣言、それから暴力のない明るい都市宣言、暴走族追放都市宣言、寒河江市せせらぎ宣言、そして去年のさがえっこすくすく宣言とこういうことであります。去年、新たにすくすく宣言というものが制定されましたので、その周知ということですくすく宣言が少し大きくなっているところであります。

そういう意味で、その他の4つの宣言については既に制定をしているわけでありますので、そこは平等に取り扱ってというんですかね、表示をしているつもりであります。遠藤議員御提案の点なども十分、来年の8月のときということでありますので、先ほど申しあげましたけれども、いろんな平和事業のPR、告知などの中でそういう宣言の内容などについても、市民にお知らせすることができるかどうかをあわせて検討してまいりたいなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先ほど3つの宣言と言いましたが、5つの宣言ですね。どうも失礼いたしました。

その5つの宣言文を平等に載せるということは、まずはホームページに周知しているということでもありますけれども、この平和の問題、これは格別に後世に伝えていく、そういう責任が、責務があるというふうに、全ての宣言が大事ですけれども、この平和のことは私たちの暮らしの根底となるものでございます。それをいつもいつでも私たちのイメージとして持っていられるような工夫、これはぜひ必要だというふうに思いますので、市長がおっしゃいましたように市報に掲載していく可能性、それからいろいろな平和事業を行っていく上での周知の方法を模索していくということでございますので、ぜひそれはお願いしたいなというふうに思います。

それで、もう一つ、去年の質問のときに戦争体験者の方の体験談を記録してまとめていくということを重ねて申しましたけれども、そのときに市長が市内に既にある体験談などをまとめていくということも検討していくという、そういう答弁をいただいておりますが、それについてはどのように検討といいますか、先ほど御紹介いただいた今年度の施策の中には入っていないかと思っておりますけれども、その点については今後どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 戦争体験者の方の証言を聞き取って記録保存していくということでもありますけれども、教育委員会のほうで取り組みを進めておりますので、教育長のほうから御答弁を申しあげたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 私のほうからお答えさせていただきます。

戦争体験者の証言につきましては、先ほどお話がございましたけれども、ことし8月に市立図書館の平和関連事業として戦争の体験談を聞くつどいというものを開催しております。その

中で、戦争を体験した2人の市民の方から学徒動員で体験した川崎大空襲の恐怖、あるいは戦時中の食料事情などについて大変貴重なお話をいただいたところでございます。当日、会場には子供連れの方、御家族の方初め40名ほど市民の方が訪れておりましたけれども、体験談に熱心に耳を傾けていたようでございまして、家庭において、あるいは友達などと戦争について語り合うきっかけになったのではないかなというふうに思っております。

こうした事業というのは、戦争を知る世代が高齢化しておりまして、戦争体験の風化が危惧される中でございます。そういう中で、生の戦争体験を語り継ぐという意味で大事なことだというふうに考えております。

高齢のために講演依頼を受けてくださる方がなかなか見つからないという、そういう課題もあるところでございますけれども、今後も機会を捉えまして開催してまいりたいと考えております。

なお、当日語られました体験談につきましては、記録として保存し、今後活用も検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 図書館の図書館まつりでしたか、図書館のその企画で戦争体験者の話を聞く会が催され、これは新聞にも報道された記憶しておりますけれども、やはり大変こういう企画、毎年でも行っていいものだというふうに思います。その2人の方の語られたことを保存していく、記録して保存していくということでございましたけれども、それだけでなく、もっと寒河江市内に現存している、本当ですと聞き取りをして、今生きておられる方の、生存されている戦争体験者の方を訪問して、聞き取りをして保存するということが一番望まれることだと思いますけれども、それ以前としましても現

在残されている証言をまとめていかれるということは、どのようにお考えなのでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほど申しあげましたけれども、体験談ということで集いを開催させていただきましてけれども、そのときの話を記録していくということですが、まとめについては今後こういう事業を機会を得て開催してまいりたいと考えておりますが、その中でどういうふうにまとめていくか検討をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。

先ほど教育長もおっしゃったように、人間が人間を傷つけ殺し合う戦争の悲惨さ、むごさ、残酷さを後の世代に語り継いで風化を防ぐ責任が、今生きている私たちにその責務があると思いますので、ましてや戦争を体験した世代が80代、90代と年ごとにお年を重ねられて、記憶も失われつつあることを踏まえて、これはかなりの緊急性のあることだというふうに思います。ですので、今おっしゃった内容をさらに深めていかれて、寒河江市の後世の若者に、子供たちにこの体験談が積み重なって記録として残していけるように、ぜひ御尽力をお願いしたいというふうに思います。

そして、次ですけれども、今現在市内に残されています、さきの戦争の資料や史跡、これはかなり膨大なものがあると思われましてけれども、現在市が把握している資料はどの程度あるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 戦争の資料をどの程度把握ということでございますが、教育委員会では長年にわたって寒河江市史の編さん事業というものを取り組んでまいりました。その一環として歴史資料の収集、記録を図ってきたところでございます。

平成19年には、明治維新から太平洋戦争の終結までを記述した「市史近代編」を発売しております。太平洋戦争に関しても多くのページを割いております。その中で、戦時下の寒河江の様子や徴兵の実態、戦地からの兵士の便り、戦時下の教育などについて詳しく記述しておりますけれども、その際市民の皆様から多数の貴重な写真や資料を提供していただいております。調査した上で、重要な資料については市史の中に掲載させていただいたところがございます。

また、市が所蔵している戦争関係の資料につきましては、市民から寄贈されるなどした、例えば供出米割当数量などの記録類、あるいは金物物件買い上げ伝票などの生活資料、そして軍事郵便などの軍隊関係資料、さらに戦時中の書籍など合わせて29件となっているところがございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 全部で29件あるということがございます。

それで、市報にも、4月の市報でしたか、西長少尉の戦地からのお母さんへの手紙も追悼式以前に市報にも載っておりました。市史編さんのところででしたか、目にいたしまして、貴重なお仕事だというふうに思います。

それで、この29件あると言われておりますけれども、ここに山形県歴史教育者協議会、ほか2つの団体、合わせて3つの団体で、「平和と人権やまがたガイド」なるものを編集、発行したわけなんです。それで、山形県内全域の史跡などが載っておりますけれども、この寒河江市では高柴開拓碑なるものがあるということがございます。寒河江の高松にですね。それから、白岩にも防空壕などがあったということもお聞きしております。そのようなこともまず、29件あるとお聞きしましたけれども、まだまだ寒河江市としてわからなかったものなどに発掘していく作業も必要だと思いますし、それらを

こういう開拓碑などというのは写真に撮って記録するというのも必要かと思われ。マイクロフィルムに収録するとか、CD化して後世に残していくとか、そのような必要性も感じられるのですが、その点どのようにお考えなのか伺いたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** いろいろな戦争に関する資料等をCD化するなどの御提案でございますけれども、先ほどの答弁の中でも申しあげましたが、戦争関係資料につきましては市史編さんの中で収集、調査いたしまして、市史に掲載するという形で記録をさせていただいたところがございます。

教育委員会といたしましては、引き続き市史編さん事業の中で、本市の貴重な歴史資料の収集及び記録保存に努めて、後世に継承してまいりたいと考えているところがございます。御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先日、先ほどから出されております戦没者追悼式で、その追悼式での様子をCDに撮って保管したということがありましたね。そういうことは大変いいことでありますし、こういう資料を市史編さんのまとめていく過程でやられていくということは大変結構ですが、そこに入らないもの、いろいろな、例えばその西長少尉のCDにもありましたけれども、さまざまな身につけるものとかもきちんと写真に撮って、手紙も写真に撮ってCDに入れていることがございます。それは、大変貴重なものだと思いますので、その29ある、それからそれ以外の未発掘のものも含めて、さらにマイクロフィルムに収録、CD化というものも同時に発展させていただくということをしていただけないかなというふうに思うんでありますけれども、そこら辺は市史編さんのほうでしていかれるということは理解いたしますが、それ以外の

ところでのものについていかがお考えでしょうか。

これは、次の質問の実物の常設展示ということについてもつながってまいりますけれども、あわせてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 基本的には市史編さん事業の中で、さまざまな資料を収集して調査していくという考えでございますけれども、それ以外の、あるいはCD化というものが可能かどうかも含めて、いろいろと研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** そのCD化の収録も含めて検討していくということですので、ぜひ深めていただきますように、これは重ねてお願いしたいなというふうに思います。

次ですけれども、原爆の惨禍を学習してもらうために、広島や長崎への市内小中学生の代表者を派遣するということについてお伺いいたします。

昨年の質問で、私は高校生などの平和式典への派遣や原爆資料館の見学などを提案いたしました。修学旅行などで行っている高校があるというお話でした。そこで、市内の小中学生の代表を毎年送り出す事業に踏み込んでどうかと考えているのですが、この点いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほどの、原爆の惨禍を学習してもらうために派遣というお話でございますが、教育委員会といたしましても小中学生初め若い世代の方々に平和のとうとさあるいは原爆の悲惨さ、戦争のむごたらしさ、そういったものを知ってもらうということは、大変大事なことだと、重要なことだと思っておりますし、これからも学校教育や生涯学習などにおいて取り組んでいかなければならないと考えてお

ります。

先ほど来、話が出ておりますが、市立図書館におきましては例年、原爆に関する親子アニメ鑑賞会あるいは原爆パネル展などさまざまな平和関連事業を継続して開催しております。ことし8月にも終戦70周年記念として原爆関係のパネルや絵の展示などを行ったところでございます。子供さんを含めて多数の市民の皆さんにごらんをいただいたところでございます。

市内の小中学生の代表を被爆地、広島、長崎に派遣してはどうかという御提案でございますが、市で派遣するという場合には、限られた人数になってしまうということや、費用負担の問題などいろいろ解決をしなければならない課題があるものと思っております。この点に関しては、今後他市町村の状況など情報を収集しながら、研究をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 他市町村の動向を注視してということでしたが、ちなみに米沢市では平和都市宣言事業の取り組みとして、平成22年度から、次代を担う中学生たちに体験によって戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを学び、平和のとうとさ、大切さを肌で感じてもらうために中学生の広島、長崎や沖縄への派遣事業を行っております。そして、市報で参加者の感想を載せております。市内8つだったかと思われま、中学校から一人一人の代表ですので、8人ですね。毎年8人の中学生が派遣されて、ことしは広島、来年は長崎、沖縄というふうに、沖縄と姉妹都市にもなっているやに聞いておりますけれども、毎年交代で各中学校から1名を代表者として派遣している事業が、平成22年度から行われております。

私は、その米沢市報を拝見いたしまして、実際に派遣されて行った中学生の書いている感想文を読ませていただきました。熱い思いが伝わってまいります。中学生たちは、口々に命の大

切さや平和のとうとさを、知らなかったと、こういうことがあったのを知らなかった、これは自分が知っただけではなくて、私たちの後世に、私たちの後に続く世代に伝えていきたい、語り継いでいきたいと真摯な決意をそれぞれ述べておりました。それだけでもこの平和事業の意義は大きな意義を持つものだというふうに思っております。

他市町村の動向を見てということでもありますので、ぜひこれは寒河江市でもやっていく、それだけの意味があると思っておりますので、これについて、まず米沢市でやっているということについても一度御見解をお聞きしたいと思っておりますが、済みません、先ほど実物の常設展示についてあわせてお聞きしてしまいましたけれども、これについて答弁があったかと思っております。それについてもよろしくお願ひしたいと思っております。申しわけありません。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、まず常設展示という御提案について申しあげたいと思っておりますが、歴史資料の展示につきましてはこれまで郷土館の特別展あるいは図書館での郷土資料展というようなことで開催をいたしまして、広く市民の皆様にご公開をしてきたところでございます。これらの中で戦争関係の資料の展示についても検討してまいりたいと思っております。

もう1点、今ございました米沢市の例でございますけれども、県内13市の中では米沢だけかというふうに把握しておりますけれども、東根あたりでは千羽鶴というものを送って、派遣はしていないということでございますが、千羽鶴を送っていると。それから、南陽市あたりは検討はしたけれども、実施はしていないというようなことで、他市もまだそういう予定はないというような現状では把握なんですけれども、米沢の実施状況あるいは課題、問題点等もいろいろ情報収集しながら、今後研究をしてまいりた

いなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** その米沢市の市報によりますと、市の職員の方が、担当課の方が2人ほど、2人の感想文が載っておりましたけれども、一緒に同行して行って、一緒にお世話をさせていただきながら、市の事業としてやっているということでございます。

まだ米沢市しか実行されていないということでございますけれども、やはりいいものはどんどんと率先してやっていくということが必要だと思いますし、私はその市報に載せられていた中学生たちの思いを実際に見まして、本当に大きな意味が、戦争を知らない子供たちへ伝えていくという意味、それが平和な日本、平和な寒河江市をつくっていくんだということに直結しているなというふうに強く感じたものですので、ぜひこれは研究していくということでございますけれども、実行に向けてぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

私、何度も何度も平和事業について取り上げておりますが、これからも何度も何度も取り上げていくつもりでおりますけれども、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、この質問のまとめに入りますけれども、私は戦後70年の節目に、このたび初めて広島市の平和記念式典に参列いたしました。そして、被爆された方の生の声を聞いてまいりました。特に、谷口稜暉さんのお話には衝撃を受けました。そのときの思いを詩に託しました。本市の平和事業のさらなる発展を願って、これを朗読してこの質問の結びとしたいと思います。

広島にて

少年は背中一面のやけどを治療するため、何年も何年もうつぶせで暮らした。

床ずれが皮膚をえぐり、骨まで腐らせた。

そのすき間から心臓がとくとくと動くのが見えた。

少年は苦しむために生まれ、苦しむために生きた。

けれど、死体の山には入らなかった少年は、その苦しみを苦しんだ分の重さで語り継いだ。

語ることは生きること。

核兵器よ去れ。

戦争よ去れ。

生きるとは語ること。

誰にも崩せぬ平和を、平和を守れ。

ありがとうございます。

続きまして、通告番号12番、住宅リフォーム制度（住宅建築推進事業補助金制度）の本年度の実施状況を踏まえての幾つかの課題について伺います。

この事業は、平成22年から100億円以上の経済波及効果があるすぐれた制度であります。今年度から複数回の利用ができるようになりました。補正予算もあつという間に使い果たされるほど需要のあるこの制度の本年度の実施状況について、まず複数回利用した市民の方がどのくらいいらっしゃったのか、その工事内容と金額についてまず伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 住宅リフォーム支援制度ということで御質問ありましたが、今年度は先ほど遠藤議員御指摘のとおり、これまでこの事業を利用された方も改めて利用できるような制度に緩和をして、より利用しやすくしたところでございます。

27年度は、受け付けを8月20日で終了させていただきましたが、全体の申請件数231件でございました。その中で、再利用された方、2回目も利用された方は46件ということで、約2割でございました。

その46件の工事の内訳を見ますと、新築が2件、増改築が1件、リフォームが43件ということで、圧倒的にリフォームが多かったと、93.5%くらいリフォームだったということでご

ざいます。

全体で予算的には補正も入れて4,000万円の予算でありましたが、工事費全体では1億5,080万円ほどになっております。その中で、再利用された方への補助ということになりますと810万円ということで、これもやっぱり全体の2割ぐらいになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 1億5,080万円ということで、複数回の利用者は810万円の補助額、そして2割くらいが使われたということでございます。

やはり8月で……。その前に、補正を組んでくださったということには、大変うれしく思ったところなんですね。

ただ、当初予算を見ましたときに、これで大丈夫かな、少ないのではないかなというふうに私も感じたんです。そうしたら、やっぱり案の定、8月で使い果たしたということです。これは、複数回の利用も可能になって、実際に810万円の補助が出たということでもありますし、申請件数もリフォームが圧倒的に多いということでございます。これは、工事を発注する市民にとっても、工事を請け負う業者にとっても大変メリットのある制度であると考えておりますし、合計4,000万円の予算があつという間になくなったということを考えてみれば、私はさらなる追加の補正予算を組んでほしいなと思うほどの思いであるんですけれども、この際思い切った予算の増額を求めていきたいなと思っております。市長の見解はいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この住宅リフォーム補助金制度、平成22年から実施をさせていただいております。平成22年度は3,700万円、23年度から25年度まではそれぞれ5,000万円、26年度が3,000万円ということで、27年度も御指摘のとおり当初予算で3,000万円、そして追加で1,000万円で、合わせて4,000万円ということでございます。そうい

ったことで、6年間実施をさせていただきましたが、大変好評な制度で、寒河江が県内でも先駆けて実施をして、それが県のほうでもそういう制度を創設していただいて、全県下市町村にも広がっているということでもあります。そういうことで、ことしはさらにそれを利用しやすくしているということでもあります。

遠藤議員からは、予算の増額をということがあります、今我々としては来年度に向けてどうしていったらいいのか、どういう制度内容にしていったらいいのかというような検討をさせていただこうと思っております。もちろん、商工会の建設部の皆さんから大変PRも含めて御尽力をいただいている制度でありますから、皆さん方の御意見なども頂戴をしながら、よりよい制度としてさらに充実をしていければというふうに思っているところであります。

その中で、予算の額などについても相談をしながら検討をさせていただければなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 相談しながら検討されていかれるということですが、ぜひこれまでよりも大きな予算を……。これまでよりは少ないということでは絶対なくて、これまでよりも大きな予算ということで、ぜひこれはお願いしたいなと思います。業者の方も喜ばれておりますし、複数回に今年度からなって、周知がされればさらにこれからも利用がふえる見込みであると確信いたしますので、思い切った予算の増額を繰り返してほしいと思います。

それで、次でございますが、急がれる商業者の店舗リフォームへの助成制度についてでございます。

昨年も提案いたしましたけれども、御存じのように市内の商店は後継者問題や売り上げ減少などで店舗のリフォームへの意欲をなくしつつある方も多くいらっしゃる、そのように聞いて

おります。この分野への助成制度の創設は、緊急性があると考えております。前回の質問では、高崎市などの先進例などを参考に研究していきたいということでしたが、その後、1年足らずではありますけれども、どのような検討がなされたのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去年の9月に御質問をいただいて、我々としてもいろんな先進事例なども研究をさせていただいて、どういう支援が可能かどうかなども研究させていただきました。

国の制度あるいは先進事例なども検討してまいりましたが、国のほうでは昨年度から新たな個別商店向けの補助制度として、小規模事業者持続化補助金制度というものを設けております。これは、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続可能な経営を推進するために、経営計画に基づいて販路開拓を支援する事業というふうになっておりまして、その中で集客力を高めるための店舗改装などにも利用可能な制度だということでもあります。補助率は3分の2、補助金額の限度は上限が50万円ということで、店舗のリフォームにも利用しやすい内容ということでもあります。

この制度については、ことしの2月から市内事業者向けに開催をした経済産業省の説明会でも周知を図ってきたところでございます。それが国の制度と。

それから、市の制度については、これまで空き店舗対策ということで、前回は御答弁申しあげましたが、空き店舗を活用して開業した際の家賃補助をしてまいりましたが、今年度からそれに加えて開業のための店舗などの改装費にも補助対象を拡大して実施をしているところでございます。補助率2分の1、補助金額限度額50万円ということで、そういった意味で大変利用を促進していけるのではないかとという制度で、拡充をさせていただいたところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 小規模企業振興基本法というものが全会一致で国会でも可決されて、小規模事業者持続化補助金制度というものを使われているということです。

これは、実際にきたばかりといたしますか、まだ日が浅いわけではございますけれども、寒河江市内での利用状況、どのような業者が使われてどのように補助されているのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** できて日が浅いということでありましたが、いろんな説明会などもさせていただいておまして、市内での利用状況は26年度分が7件、27年度分では15件というふうになっております。このうち、店舗改装での利用は10件ということで、主な使い道としては看板の設置でありますとか照明のLED化、それからトイレの洋式化への改修などが主な内容というふうになっているようであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 26年度が7件、27年度がその倍の15件ということでございます。これもぜひ使っていただけて、空き店舗のほうもあわせて使っていただけるのは大変いいことだと思いますし、していただきたいものの一つだというふうに思っております。

それで、昨年言いました群馬県の高崎市が始めた「まちなか商店リニューアル助成事業」、こういうものもありますけれども、この小規模事業者の持続化補助金などについては審査されるという、審査をして採択されてそれから決まるということも聞いておりますけれども、そうしますとハードルが高くなってくのではないかなという懸念がございます。それとともに、ぜひこの「まちなか商店リニューアル助成事業」ですか、小店舗のほうのリフォームについてもまず検討の視野に入れていただ

たいなというふうに思います。

昨年の9月の質問以降、まず高知県では、全国で県で初めて高知県が今年度からこの助成制度を始めました。創設しました。そして……。これ14年度でしたか。昨年度か今年度ですね、なりました。高知県。それから、高崎市に続いて2014年4月から北海道の訓子府町、店舗改修や施設整備への補助も含めた「既存店舗リフォーム」というものを創設しております。建築から10年以上が経過した店舗などの改装費の2分1を、50万円を限度に助成しているということです。

さらに、来年度からは新潟市が「地域商店魅力アップ応援事業」と銘打って、従業員数5人以下、売り場面積250平方メートル以下の小規模店舗を対象に、店舗の建物の改装費や備品購入経費の3分の1、限度額100万円、こういうことを助成するというようになっております。ほかにも山口県宇部市、大阪府茨木市、岡山県井原市などが実施しておるといことです。

この1年間の中に、高崎市への行政視察はかなりの数が行かれて、瞬く間に全国に大きく広がってきております。この事業者の店舗リフォームへの助成制度、ぜひそのような例も踏まえながら、この現在ある小規模事業者補助金制度ともあわせて、空き店舗の助成ともあわせて考えていただけたらというふうに思っております。

商工会などのほうでも、この商店リフォームについて新たに要望が加えられておりますね。ですので、寒河江市としても人ごとということではなくて、寒河江市に引き寄せてぜひ考えていただきたいなと思います。

この助成制度は、商店の活性化、仕事の掘り起こしにつながり、地域循環型の経済が回って、地域も潤い、事業者の笑顔をふやせるものと確信しております。さらなる検討をどうぞよろしくお願いいたします。

残り4分でございます。

最後に、通告番号13番、高齢者支援について。運転免許自主返納高齢者へのサポート事業についてお伺いいたします。

先日、私のところに、「うちのお父さん、とよってはあ、自動車運転する自信なくてして免許証返したのよ。聞くところによると、ほかの市や町では補助金出しているところがあるっていう話だけれども、寒河江市ではないんだか」というお話がありました。そこで、まずこのように運転免許を返納している方は市内にどのくらいいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これは、寒河江警察署管内での数字でありますけれども、平成26年度は74人、うち寒河江市の方が28人です。平成27年度は、8月末までで寒河江市内の方が22人というふうになっているようです。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

県内では、6市7町で交通機関の運賃補助などの支援を行っております。寒河江市でもそうした施策をしてほしいという声が寄せられているんですが、これについてどのようにお考えになりますでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、新しい振興計画を策定している最中でありまして、その中で地域福祉計画というものも策定を進めているわけでありまして。そういった中で、高齢化の進展とともに高齢者の閉じこもり防止あるいは高齢者の社会参加の促進ということが大きな課題となっております。そういう意味で、高齢者の方々の交通手段の確保としての支援というものについては、取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

現在の取り組む内容としては、1つは市内の循環バスの運行というものを計画しているところ

でありますし、お尋ねの運転免許証を自主返納した高齢者の方々に対しては、タクシーあるいは運行予定の市内循環バスなどの運賃に対する補助などについても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 前向きな検討をなされていかれるということで、うれしく思います。ぜひお願いいたします。持続できれば、持続可能な支援金でということをお願いしたいというふうに思います。

運転証返納者は、26年度で28人ですね。今年度22人ということでございますけれども、これが高齢者へのサポート制度ができて充実していくということになりますと、これはふえていくのかなと思います。そして、ふえていった分、高齢者が事故を起こしたり事故に巻き込まれたりする、それを事前に防ぐことにも効果があるのではないかとこのように思いますので、ぜひこの制度を寒河江市でも立ち上げていただければと思います。

そのことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番、15番について、2番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** 皆様、おはようございます。

2番古沢清志でございます。4月の市議会議員選挙におきまして初当選させていただき、支援をいただいた皆様に心から御礼を申し上げます。

私の信条は、1人の人を大切にすることであり、市民の皆様方の貴重な声に真摯に耳を傾けながら、どこまでも市民のため、たゆまぬ努力を続けてまいります。何分未熟者ゆえ至らぬ点

多々ありますが、これまでお支えいただいた皆様方の御期待と負託にお応えするべく、全身全霊をかけてまいりますので、より一層御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、歴史ある寒河江市議会におきまして先輩議員、執行部の皆様方のより一層の御指導、御鞭撻のほどを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、通告番号に従って質問をさせていただきます。

通告番号14番の聴覚障がいに関する助成金についてお伺いいたします。

厚生労働省の「身体障害児・者実態調査」、これは平成18年の調査ですが、全国の聴覚障がい児は1万5,800人とされています。乳幼児の健康診断における聴力検査で、軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階で発見できるようになりましたが、その後の進学についてなど聴力を補うための支援は十分とは言えません。補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。また、居住地域の学校に難聴児を受け入れる学級がない場合、受け入れ可能な地域に転居する判断を迫られることもあります。このように、難聴児を抱える家庭にとっては経済的に大きな負担となっており、他の家庭より家計を圧迫している実態があります。

こうした中、近年地方自治体では障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障がいがある子供たちには補聴器購入の補助を受けることができるようになっていきます。

軽度、中等度の難聴は、周りから聞こえているように見えますが、気づかれにくいいため、音として聞こえていても言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言葉のおくれや発音の誤りなど言語発達に支障を来すとされています。したがって、早期に補聴器を装用することで言葉の発達やコミュニケーション能力を高めることができます。

難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながります。そのためにも、補聴器の助成金制度は重要な支援策と言えます。大事な子供たちです。自己負担があるとすれば、市当局で2分の1の助成を要望いたしますが、難聴児の補聴器の助成金制度についての考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員からは、難聴児の補聴器の助成金制度ということで御質問がございましたが、乳幼児期の難聴というのは発達のおくれにつながっていくということは御指摘のとおりでありまして、早期発見、早期治療が大変大事になってくるわけでありまして。現在は、生後2日から4日以内に新生児聴覚スクリーニング検査が行われ、早期発見につながっているところでございます。

御質問の難聴児への補聴器への助成制度ということではありますが、1つは身体障害者手帳の対象となるような重度の難聴児の子供さんには、障害者総合支援法による補装具費の助成制度によって補聴器の購入助成が行われているところでございます。

また、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度から中等度の難聴児の子供さんへの補聴器助成制度については、昨年度から、平成26年度から県の事業として軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業というものが始まっております。寒河江市におきましてもこの制度に合わせて助成を行っている状況にあります。

この県の制度、26年度の実施は、2名の方に13万5,260円の助成を行っているということでございます。この県の制度、今年度35市町村のうちで24の市町村が実施をしている状況となっております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

また、近隣の地方自治体では、市の図書館で

障がいのある子の読書や、子供たちの読書の支援のために、DAISY図書を導入して障がいのある子供のために役立てているところもご紹介します。子供の字幕タブレットの導入などについてお伺いいたします。

図書館には、DAISY図書を導入し、特別支援学級にはデジタル教科書の導入について必要ではないかと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、DAISY図書についてでございますけれども、現在近隣では、先ほど御指摘のように天童市立図書館に設置されております。DAISY図書は、パソコン上に映し出された電子図書の文字、この文字の大きさや色調を自由に変えられるというほか、文章に合わせて音声も流れ、そしてその音量を調整できるということでございます。さらに、その音量を手元の機器のプラスとマイナスのボタンを押すことで音声の速度を自由に調整できるという、こんな仕組みになっているようでございます。

ただ、あらゆる図書がDAISY化されているわけではございませんで、天童市立図書館でもまだ絵本等40冊が利用できる程度だということでございます。

障がいを持つ方のニーズに合わせてDAISY図書をどう普及させていくかということは研究段階にあると考えられますので、寒河江市立図書館への導入につきましては先進的に導入している図書館等の実績あるいはニーズ等も踏まえながら、検討をさせていただきたいと思っております。

次に、聞こえに困難さを持つ児童生徒のためのICT機器、この活用についてでございますが、本市の場合、現在、聴覚障がいによって特別支援学校あるいは特別支援学級への在籍というものが望ましいと判断されている児童生徒は

おりません。ただ、毎年学校で実施している定期健康診断というのがございますが、その定期健康診断において平成27年度、今年度ですが、今年度は小学生で9名、中学生で3名が難聴と判定されております。その中で補聴器を使用している児童が2名おりますけれども、いずれも通常の学習は可能であるということで、必要に応じて座席の位置を工夫するというようなことで配慮をして対応しているところでございます。

特別支援教育におけるこのICT機器の活用につきましては、現在研究機関等において鋭意研究がなされて進められているところでございますので、本市においても聞こえに困難さのある児童生徒へのデジタル教科書あるいはタブレット端末等の活用も含めまして、今後研究をしてみたいなというふうに思っております。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

前向きな答弁、本当に心に染み渡ります。軽度や中度の子供さんにもどうか支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

続きまして……

○**国井輝明議長** 古沢議員、少々お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

古沢議員。

○**古沢清志議員** 通告番号15番の18歳選挙権についてお伺いいたします。

ことしの6月17日、参議院において全会一致で可決成立し、6月19日に公布され、施行日は公布から1年後の来年6月19日となり、来年夏の参議院選挙から実施されます。

18歳選挙権とは、憲法改正の是非を問う国民投票権を18歳以上の男女に与えることに合わせ

て、全ての選挙の投票権を18歳以上にするというものであります。

選挙権年齢の引き下げは、1945年に25歳以上の男子から二十以上の男女に変更されて以来70年ぶり。未来を担う若者の声を政治に反映させていくことが期待されています。今の若者世代も国の借金を支払っていくわけですから、将来の政策も若者の声に耳を傾け決めなければなりません。

現場における主権者教育も必要と考えます。しかし、教師が政治や選挙にその地位を利用してかかわりを持つことが禁止されています。高校生や大学生といっても政治に対する関心や社会の認識が低い中、投票に対する判断基準をどこに持っていったらいいか苦慮すると思います。学校は大切な教育の場所です。その目的に反しないように、一定のルールが必要だと思います。そこで3点について質問させていただきたいと思います。

今回の改正を受けて、学校ではどのような主権者教育を行っていくのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、お答えいたします。

学校教育におきましては、教育基本法第14条第1項におきまして「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されています。そういうことで、小学校から大学までの各学校段階におきまして、主権者を育成する教育がこれまでも行われております。

具体的には、小学校社会科では国民主権や民主政治などの基本的な内容について学んでおります。中学校社会科では、人間の尊厳と憲法の基本的原則、民主的な政治と政治参加にかかわる内容等について学習をしているところでございます。

また、高校では公民科において学習されていますが、今回の法改正を受けましてより主体的

な社会参画の力を育むために、次期の学習指導要領においては高校の公民科の中に「公共」、これは仮称でございますけれども、そういう新科目を創設することなどが検討されております。文部科学省では、高校生の主権者を育成する教育の充実を図るために、模擬選挙などの実践例やワークシートなども盛り込んだ副教材の作成も進めておまして、近く全ての高校生に配付される予定であるとの報道がございます。

なお、法改正を受けた小中学校での主権者を育成する教育につきましては、次の学習指導要領の改訂の際に本格的に取り入れられていくこととありますので、本市としてもしっかりと対応をしていきたいと考えております。

また、主権者を育成する教育における政治的中立性につきましては、教育基本法第14条第2項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」という規定がございますし、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、さらには昭和44年に出されました文部省通知の「高等学校における政治的教養と政治的活動について」、そういう通知などを踏まえまして、その確保が図られてきたところでございます。

しかし、学校においては政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせることが十分ではなかったのではないかという指摘もありまして、今後は政治的中立性を十分に保ちながら、知識中心の学習にとどまらず、情報をみずから収集して的確に読み解き、さらに考察し、互いに議論をし合う、そして判断していくというそういう主権者を育成する教育の充実というものが図られていく、このことが期待されております。

本市においても、こういった趣旨を踏まえま

して、対応をしてきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 御答弁ありがとうございます。

例えば、親は子供を立派に育て、社会に貢献してもらいたく送り出しております。社会のルールは、学校だけでなく、本来親から子へ伝えていくことが最も大切なことなのではないかと思われま。しかし、選挙制度となるとなかなか難しい点もあります。例えば、入院しているとき、また郵送で投票するときなど、投票に際してもいろんなパターンがあり、親が教えることも不安があります。この選挙制度が変わった今日、改めて選挙について教育するのも、投票率を上げることに役立つのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。教員だけではなく、外部からの支援も必要ではないかと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えいたします。

子供たちが社会の中で自立して、他者と連携、さらに協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題を解決していく、そういう主体的にそういった課題解決を担うことができる力を身につけられるように、個々人の直面する課題とか社会のさまざまな課題に対応した主権者を育成する教育というものを充実させていくことは、大変大切なことだと思います。

しかし、御指摘のように主権者を育成する教育というのは、行政や教育機関はもちろんのこと、政党、学会、経済界あるいはメディア、NPO、そして何よりもお話にありましたように各家庭など社会全体で取り組むべきものと思っております。

そのような中、有権者である子供たちの意識を醸成する、そのために出前授業や模擬選挙、子ども議会あるいは明るい選挙啓発に係るポスター、習字、標語の募集などさまざま関係機関

等によって取り組みが行われております。本市でも各小学校の6年生の代表によります子ども議会を寒河江市商工会青年部が中心になりまして開催をしたり、寒河江市独自の取り組みとして中学校3年生を対象に子供の声を市政に届ける市長への手紙の取り組みも行われていることとでございます。御承知のことかと思っております。

また、さらに山形県選挙管理委員会では高校や大学で選挙啓発のための出前講座を開いて、スライドを使った講義あるいは本物の投票箱を使った模擬投票なども行っておりますので、このような取り組みも学校教育を支援するものと捉えております。

このほかにも関係機関等による主権者を育成する教育にかかわる取り組みというのは多様に行われておりますけれども、基盤となる各家庭や社会全体における大人の役割も大きなものがあるというふうに思っております。

今、議員御指摘のように、今回の選挙権年齢を18歳以上に引き下げるという改正は、有権者の対象を広げるということだけではなくて、主権者の意識を若者にとどまらず、社会全体に広げる契機になることが期待されている、こんなふうにいるところとでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

ただいま学校教育における模擬選挙なども考えているというようなことを伺いましたけれども、いつごろされる予定なのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 学校でその主権者を育成する教育がいつごろからかというふうな御質問でございますけれども、この主権者を育成する教育というのは、さきにお示しいたしましたように、これまででも小学校、大学までの各学校段階において行われてきております。そのような中でございますけれども、今回の公職選挙法の改正に

伴いまして、早ければ来年の夏の参議院通常選挙には18歳以上の高校生も投票を行うことになるとの報道もなされておりますので、このことを考えれば、児童生徒はもちろんでありますけれども、特に高校生に対して主権者を育成する教育の推進というものを図ることは喫緊の課題だと思っております。

そこで、高校では文部科学省が近く全ての高校生に配付予定であります副教材を活用しながら、現行の公民の学習の中で主権者を育成する教育の充実が図られていくというふうに思いますし、また高校だけの問題ではございませんので、小学校や中学校においても社会科の公民的分野の学習はもちろんのこと、児童会や生徒会といった自治的な活動などさまざまな教育活動の機会を通して主権者を育成する教育の充実を一層図っていくよう検討してまいりたいと思っております。

○**国井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 大変わかりやすい御答弁ありがとうございます。

年齢が18歳、19歳といいますと、地元に住所を残したまま進学する学生さんも多く見られます。不在者投票や期日前投票を大いに活用していただき、選挙の投票率アップに尽力していただきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号16番、17番について、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 初めに、5月の連休以降、私は個人的ではありますが、テレビ東京という番組会社の制作の「バツ地理ゼミナ〜る」、ごらんいただきたいと思っております〔資料を示す〕、の本市のさくらんぼのPR番組の創作に協力さ

せていただきました。7月15日のゴールデンワーカーに全国にオンエアされまして、本件では8月15日にYBCで放映されたところでございます。

市民の小学生からお年寄りまで、農家の方が中心でしたけれども、多くの方々が協力をして出演され、さくらんぼの特産地に適した地形や気候を本市出身の井上勘兵衛氏初め偉大な先人たちの御苦労や、おしんに象徴される忍耐強い県民性、市民性など地理、歴史、農業、社会全般について科学的に研究、分析した特別番組が放映されたところでございます。ぜひ小中学校や公民館などで活用していただきたいというふうに思っています。

さて、戦時中は戦地に送る食料が最優先されたために、農家、特にさくらんぼ農家などは果樹を伐採させられたこと、長岡山が食料供給の大根畑、芋畑になったことや松林、何千本とあった松を使って戦闘機の燃料にしたことなど、不幸な歴史も経て特産地の形成に努力されてきたことを我々は忘れてはならないというふうに思っています。

さくらんぼのお祭りの多くのイベントの大成功、これから寒河江まつりなどがございますけれども、その成功祈願とあわせて私は通告したとおり戦争法反対と平和行政の推進について、屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実についての2点について御質問、提言をさせていただきたいというふうに思います。

通告番号16番の戦後70年の節目に当たる今年度の平和行政推進についてでございます。さきに遠藤議員が質問されましたので、重複しないようにお聞きをさせていただきたいと存じます。

1つ目、非核三原則の遵守、不戦の誓いを新たにし、市民の平和な暮らしを守るための「ピースアクションさがえ」、これは仮称であります。これについてでございます。

平和都市宣言当時からこれまでの平和行政については、先ほど市長から一部御説明がございましたけれども、私ども社会民主党市民連合初め全国各地で今国会で審議されている国際平和支援法案と平和安全法制整備法案、この2法案、いわゆる戦争法案のことについて、全国各地で抗議行動が行われております。昨日も多くの方が参加をしたということで報道されております。

特に、18歳前後の選挙権をこれから与えられようとしている高校生、大学生などが参加しているわけです。SEALDsという組織なんですけれども、SEALDs東北も先日結成をされまして、私たちも黙ってられないというような声を上げていることは御存じかというふうに思っています。本市で開催された西村山集会でも、先ほどありましたとおり、200名以上の多くの市民の皆さんが結集されたというふうなこともありまして、ぜひ市長には重く受けとめていただきたいというふうに思っております。

今の審議の状況、本当に目が離せないわけなんですけれども、これに対して本議会に対しては6月の定例会に引き続き市民の代表から強行採決などをしないで真摯で慎重に審議すべきだというような請願も出されているわけでございます。憲法学者や有識者の多くが憲法違反であるということを指摘し、立憲主義を無視したものであるから、直ちに廃案にすべきであるというように言われております。

昨日告示されました山形市長選挙、これも全国的に注目を浴びているわけなんですけれども、この中でも戦争法、賛成か反対かというような争点も出されているということで、非常に大きな問題だというふうに思っています。

市民の平和な暮らしを脅かし戦争への道突き進むことになる、戦争ができる国でなくて戦争をする国になってしまうということになりまして、すくすく育ったさがえっこたちが近い将

来、戦場に送られることになる。このことは、本当に我々としても、親としてもそうですし、多くの皆さんが心配していることであります。奨学金返還免除などで経済的なインセンティブ、いわゆる動機を与えることによって、自発的に、主体的に自衛隊員になろうと、あるいは国防軍であれば軍人になろうというふうなこうした募集に応募するように仕向けるような、こうした経済的徴兵制についても多くマスコミで報じているわけでございます。

こうした一連の暴挙といいますか、そして戦争法案の問題については今申しあげたとおりでありまして、明確に反対を示すべきだというふうに思っています。市長は、平和首長会議の全国の会議の一員でもあられます。市長の基本的な御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から、現在参議院で審議されております安全保障関連法案についての考え方はどうかという御質問であります。この法案は御指摘のとおり我が国の平和にかかわる、そして国民全体にかかわる大変重要な法案であるというふうに思っております。そして、先ほど来ありましたとおり、反対する市民団体のデモ集会などが報じられておるわけでありまして、また寒河江市内でも1日にはデモが行われたということも承知をしているところであります。また、憲法の解釈などについても議論がある、多く沸き上がっておるということも承知をしているところであります。

やはり国民の声に真摯に耳を傾けながら国政を運営していくということが大変大事なことだというふうに思いますし、国民の生命と平和を、そして暮らしを守っていくというのは、やはり国の責務だというふうに思います。ぜひ、この法案に対してはさらに国会の中において議論を深めていただく。そして、国民が納得いくような丁寧な説明をしていただく必要があるという

ふうになっているところであります。

私は、これまでも機会あるごとに申しあげてまいりましたが、核兵器のない平和な社会を守り、後世に伝えていくというのが私たちの使命であるという思いを常に持ちながら市政運営に携わらせていただいているところでありますので、渡邊議員にも御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 明確な反対という表明はないわけでございますけれども、私はしっかり、この平和都市宣言にあるとおり不戦の誓いをしっかり市民の皆さんに示すことが大事だというふうに思っています。

戦後40年の節目を前に制定された本市の平和都市宣言、1984年当時から30年間の歴史がございます。私、市民の皆さんもいろんな形で平和行政に対して参加をしたり、いろんな関心を寄せたりする機会があったと思いますが、これまでの事業実績、短期の分については先ほど伺いましたけれども、ぜひこの間の実績について教えていただきたいし、その中でもぜひ前向きなさらなるアクションをもっとどのように考えているかも含めてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま渡邊議員から御指摘ありましたとおり、寒河江市におきましては昭和59年の7月に平和都市宣言を行って、市民の生命や身体、財産を守り、市民が平和で健全な社会生活を営むことを第一にということで市政運営がこれまで行われてきたというふうにも思っているところでございます。

そうした中で、これまでの取り組み状況、かいつまんでということに申しあげますが、先ほど近年の取り組み状況については遠藤議員のほうにもお答えをしましたので、それ以外の部分についてお答えをしたいというふうに思っているところであります。

平成7年には戦後50年という節目の年でありましたので、戦争と平和をテーマにした高校生による座談会などもさせていただいたところでございます。それから、ただいま御指摘ありましたとおり、平成25年4月には核兵器のない平和な世界を実現することを目的とした平和首長会議に加盟をさせていただいているところでございます。それから、戦没者追悼式、平和を考える展などのパネル展、アニメ上映、さらには平成23年には広島原爆投下をテーマにした演劇の公演などもさせていただいているところでございます。さまざまな機会あるいは節目を通して、戦争と平和を市民の皆さんに改めて考えていただく、あるいは平和のとうとさを訴えるような事業についてこれまで実施してきたところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

私は、いろんな形で、遠藤議員からもありましたけれども、いわゆる戦争遺跡とか遺品、防空壕とか戦時中の貴重な資料などを、これは物を残すということが大事でありまして、歴史的な文化遺産にして、しっかり市でもっともったかかわっていくべきだというふうに思っています。先ほど件数もお聞きしましたけれども、非常に桁違いではないかなというぐらいにちょっとびっくりしてしまったところです。

私も本市の戦没者追悼式のほうに参列させていただいて、戦地からの手紙という西長少尉がお母様に宛てて送られた……。本当に涙がとまらなかったですね。あれを私も拝見、拝聴いたしました。その後、御遺族に会う機会がありましたけれども、映画「永遠の0」のような美しい、美化したものではないというふうに遺族の方は語っておられました。敗戦後70年において、風化させたり、美化したりというふうなことはだめだというふうなことで、しっかり保存も含めて取り組みを進めていくべきだという市民の

声は高まっております。戦後70年を契機に、二度と戦争の過ちや悲劇を繰り返さないため、広く市民の皆さんに貴重な写真とか記録の御提供を求めているかがでしようかというふうなことです。

先週土曜日に私も、西根地区戦没者追悼式というのがありまして、参加させていただきました。その後に御遺族の方に伺って、日中戦争で戦死された方、西根村の村葬ですね、これがあったというふうな貴重な写真を拝見いたしました。1939年、昭和で言うところの14年9月9日の村葬でありました。そういうふうな現存している戦争の爪跡とか防空壕とかさまざまな遺跡も含めてなんですけれども、こうしたものは市報とかホームページということもあったんですけども、さくらんぼ大学などの講座にして、しっかりそこに多くの皆さんを呼んで広めてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、市民に写真や記録などの提供をという御質問でございますが、遠藤議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、戦争関連関係資料につきましては市史近代編の中の太平洋戦争の記述に際して多数の貴重な写真とか資料を市民の方々から提供いただいております。調査をした上で市史に掲載しております。

教育委員会といたしましては、引き続き市史編さん事業の中で本市の貴重な歴史資料の収集及び記録の保存に努めて、後世に継承してまいりたいという考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほどちょっと提案した、さくらんぼ大学なんていうところも一つのきっかけになるんじゃないかということについてはいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 確かに、さくらんぼ大学の中で歴史講座のような学部がございますけれども、それは受講する方々の声なども考えながら、聞き入れながら、今後いろいろな学部のあり方、そんなところも検討していきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私もさくらんぼ大学に入学させていただいて、歴史学部の受講生でございますが、そうした昭和の歴史については残念ながら、古代史とか中世、この辺は非常に専門的にされるわけですけども、近代史、特に昭和史についてはまだまだたくさんの知りたいという声が大いというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、戦争体験者から語り継がれる史実の記録、保存については、先ほど遠藤議員の御答弁にもございましたので、市史編さんというふうなことも今ございましたけれども、ぜひ対象者というか御遺族や戦争体験者が御高齢になっているというふうなこともあり、そんなに時間がないというふうなことで、お話をお伺いしたいんだといっても壮絶な戦歴とか悲惨な思い出がよみがえってきて、せっかく忘れようとしてきたのに思い出したくないというふうに言って断られる方も多いわけでございます。したがって、執筆していただけるのであればその原稿を依頼したり、可能な限りビデオ撮影とかそうしたことで後世に残していく、そうした努力が必要だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** これも遠藤議員の御質問にお答えいたしましたところでございますが、ことし8月の市立図書館での戦争の体験談を聞くつどいというものを開催したわけでございます。体験をした2人の市民の方から体験談をお話いただいたところであります。

このような事業というのは、生の戦争体験を語り継ぐという意味で極めて大事なことだというふうに思いますし、今後も開催をしていきたいというふうに考えております。ただ、一方で今回お話ししていただいたお二人にも大変御負担をおかけいたしましたけれども、事業を行う上で戦争体験者の高齢化ということも大きな課題であると思っておりますのでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

ぜひそうしたことから、時間がないというふうなことは共有させていただいて、ぜひ前に進めていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

この項目の最後になりますけれども、小中学生に対する昭和歴史教育と平和教育のさらなる推進に向けてでございます。

まず、先ほど他市の取り組みなど、特に米沢市などの例が御答弁あったわけですが、南陽市は既に沖縄への派遣なども取り組んでいるというふうなこともありましたので、御確認をしていただければというふうに思います。

市内の小中学生向けの講座というふうなことをぜひ御提案したいというふうに思います。さくらんぼ大学とはまた別に、小中学生向けに、いかに戦時中は市民生活が大変だったかというふうなこと、また戦争が一度起きてしまえばどんなことになってしまうんだというふうなこと、これらを後世に語り継ぐことは今生きている我々の使命であって、戦争で命を落とされた先人への供養であるというふうに考えています。

また、中学生、高校生向けのそうした派遣事業についてもそうなんですけれども、ぜひ青少年平和の旅とか国際姉妹都市との文化交流などを通じて、青少年草の根平和交流などを実施しながら、特にこれから大人になっていく子供たちに対する教育について、現地を見なければわからないことはたくさんありまして、そこをぜひ

ひ進めていくべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、小中学生向けの昭和史、昭和の歴史の講座ということでございましたが、まずそれにお答えしたいと思いますけれども、先ほど来申しあげておりますように、例年市立図書館で平和に関するアニメ上映会とか原爆パネル展とか、あるいは戦争と平和に関する図書の企画展示、こういった平和関連事業というものを実施しております。そして、ことしは体験談を聞く集いというものを開催したところでございますけれども、小中学生にも戦争を知る機会を提供できたものと思っております。

お話にありました小中学生向けの昭和の歴史講座、この開催につきましては、地区公民館で開催しております少年教育講座、こういったもので取り上げることができないか検討してみたいと思っております。

それから、派遣事業として市内の中高生向けに沖縄、広島などを訪問するという御提案でございましたが、中学、高校生の広島等の訪問につきましては、これも遠藤議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、さまざまな課題があると思っておりますので、今後研究をさせていただくことで御理解をいただきたいと思っております。

つけ足して申しますと、平成25年度に陵南中学校において戦争末期の沖縄を舞台にした劇団トマト座というところの「ひめゆり」という演劇教室を開催しております。生徒たちにとって、平和の大切さとか生命の尊厳とか、こういうものについて考えてもらうきっかけになったなどというふうに思っているところでございます。平和教育ということでは、こういう授業も効果的なのではないかと感じたところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

私は、戦後70年の節目の年だというふうなことで、もっともっとこれを契機に、今後に悲惨な歴史を語り継ぐ、そうした行動、アクション、そういったものをもっともっと進めていく必要があるというふうに思いますので、今教育長のほうからも御答弁ありましたけれども、ぜひ今後の検討については前に進めるような形でぜひお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、通告番号17番でございます。屋外競技スポーツのさらなる振興と生涯健康長寿社会の充実についてでございます。

寒河江公園、長岡山、以前は盾であったというふうなことも書かれているわけですが、これについて今、都市計画マスタープランの見直しの時期にもなっているわけですが、ここの問題、課題についてでございます。

昨年9月議会で新宮先輩議員の一般質問のやりとりを踏まえた質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、地域ワークショップ、座談会、パブリックコメントなどによって意見集約がなされ、計画がつくられたというふうな御説明なんですけれども、その中身についてでございます。寒河江公園再整備計画作成段階においては、多くの市民の皆さんから出された意見があるというふうなことでありますけれども、件数の総数は一体何件だったかというふうなことです。

ホームページのほうに、パブリックコメントは7件ありましたよというふうな表示がされているわけですが、このパブコメの内容の公開などは一切なく、どんな市民がどんな意見をされたかなんてというのは一般の皆さんはわからない状況であります。市民の皆さんからは、夜間照明一つにしても花に光を当てるのも大事だけれども、人間にも当ててくれというような切実な声が多いわけでありまして。およそ1カ月だけのイベントに対する、これは不満であります。ツツジゾーンだけでなく、花木林の花咲

かゾーンの整備も今後行っていくんだというふうな御答弁もありましたけども、1カ月しか照明がつかないようなところで、なかなか市民に愛される公園づくりというのはいかがなものかというふうに思われます。

したがいまして、ぜひ計画の段階でのそうした御意見の中身などについて御質問をさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、平成25年の6月にこの寒河江公園の整備基本計画というのを策定させていただきましたが、その策定の際には市民の皆さんを対象にしたワークショップ、それから説明会などをそれぞれ2回ずつさせていただいたところでございます。また、途中経過におきましては、定例議員懇談会などで議員の皆さんにも御説明をして、御意見を頂戴して、その後パブリックコメントをさせて、また御意見を頂戴したということでもあります。

市民の皆さんからワークショップ、それから説明会などで出された意見としては、大型車を利用しやすいアクセス道路や駐車場の整備、そしてツツジを含めた四季を通して楽しめる公園の整備、運動施設の充実、それから子供たちが楽しく遊ぶことのできる場所の整備、トイレ・ベンチなど公園整備の充実などの御意見がございました。

それから、議員御指摘のパブリックコメントについては7件の御意見がございました。説明を申しあげますと、1つは野球場のスコアボード、フェンスなどの整備の充実、それから2つ目は遊歩道の整備、3つ目はスポーツ活動の振興拠点に位置づけての公認トラックとクロスカントリーコースの整備、4つ目が長岡山から眺望を楽しむことのできる場所の設置、5つ目が既存特性を生かした身近な自然空間づくり、6つ目が冬場、冬期や悪天候に対応できる子育てを支援するための大規模な屋内遊戯施設の建設、

7つ目がさまざまな人がイベントを開催できるようなスペースの確保などということで、7つの御意見がありました。

市としては、さまざまな御意見をいただいた中で、これからの具体的に実現可能性の高い内容などを検討させていただいて整備をしていくということで、基本計画を策定したところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

7つのパブコメの簡潔な御説明もございましたけれども、3番目は私が実は御提案をさせていただいたものでありました。特に、スポーツ活動、公認グラウンドとか陸上競技場もそうなんですけれども、そうした施設の整備についてはまだまだ不十分ではないかというふうな御意見を申しあげたつもりでございました。なかなかホームページをクリックしても公開されないということで、非常に不信感を持っていた一人でもございましたけれども、今明らかになったのでちょっとだけ安心しました。

都市公園整備における優先順位というのは、当然今回重点プロジェクトということでくくりあるわけですけれども、果たして投資効果というふうなこともあります。一般市民にはいわゆる整備の重要性というところがなかなか理解されていないというふうなところはございます。

都市公園については、特に年間1回も行ったことがないなんていう人も中にはいらっしゃるかもしれないし、私はもう1日に2回行くときもありますけれども、そうやって使っている人もおります。そのいわゆる基準ですね、緊急性とか必要性、熟度、効果については、4つの判断基準ということで、これは道路や側溝整備の中で優先順位基準があるわけですけれども、都市公園についてどのようにお考えなのか。

つまり、昨年の市長答弁では、その時々

の状況に合わせ、重点プロジェクトの事業は必要性なども含め見直していくんだというふうなこともあったわけでありまして、私はその答弁をお聞きして、録画でお聞きして、今出されているアクセス道路の位置や駐車場の確保などについても、この重点プロジェクトになっているわけですけれども、県立寒河江高校の旧体育館の跡地の更地部分や県成人病センターの移転などが新たに出てまいりまして、新たな土地利用についても検討すべきでないかというふうな声が出されています。特に、用地取得なんていう形じゃなくて、1カ月であれば臨時駐車場として借り上げることも選択肢としてはあるんじゃないかというようなことも市民から出されておりました。こうしたところについて御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 長岡山、寒河江公園の整備というのは、重点プロジェクトの一つに位置づけおけるわけですが、この重点プロジェクトというのは、御案内のとおり新第5次振興計画の中のプロジェクトということになります。新第5次振興計画は、27年度までの計画期間のプロジェクトということになっているわけですので、今新しい計画を検討中ではありますが、そういった中で今後このプロジェクトについてどういうふうに引き継ぐかというのは、今は検討中ではありますが、そういった中で基本計画というものをつくらせていただいて、山全体を6つのゾーンに分けて整備を図っていくという基本計画をつくらせていただいたところあります。そういう意味で、基本計画、大変期間も長く、あるいはまた経費もかかっていくという計画になっておりますから、そういう意味では優先順位を決めて整備を進めていくということは当然必要になってきたところあります。

これは、先ほど御指摘のあった公共事業の整備優先順位基準とはまた別に、プロジェクトの

中で優先順位を決めていくということにしたところでありまして、そういった中でやはりアクセス道路の整備、そして駐車場の確保というのが最優先に取り組んでいくべき事業なのかということで、優先的に進めさせていただいているところでもあります。

特に、アクセス道路の整備については、少しそういう環境が変わってきたので見直しをすべきではないかなどという御指摘もいただいたわけでありまして、我々としても必ずしも1回決めた計画に固執しているわけではありませぬし、またそういう状況の変化なども十分踏まえた上で整備を進めていくことについて常に見直しをしていっているところでもあります。

そういった意味で、現在進めているアクセス道路のルートあるいはそういう場所などについては、当初予定した計画で進めていくことに支障はないというふうにも思っているところでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○**国井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ちょっとここでなかなか理解できないのは、重点プロジェクト、これは当然大事だというのはわかりますし、ランドマーク的な位置づけというのもわかるんですけども、一般市民の皆さんはやっぱり通勤、通学、いわゆる生活道としての優先度のほうがずっと高いわけでありまして、例えばアクセス道路一つにしてもそこを使って通学できるとか、通勤できるなんていうふうなところには、残念ながら、できないかもしれませんけれども、ほとんどつつじまつりやそのイベント、その他ぐらしかちょっと活用できないのかなというふうなことで、本当にその辺も含めて振興計画の策定の中でも議論をすべき課題であるというふうに思っています。

寒河江公園の再整備計画については、その中で市陸上競技場、そして市野球場という体育施

設があるわけですが、非常に改修リニューアルというふうな声があるにもかかわらず、先送りされたり消えたりしているわけです。市民の関係者からお聞きしたところ、過去に陸上競技場は天童に行けど、野球場は河北町や中山町にあるから整備不要なんだということが言われてきたそうです。若者の定住や人口減対策を今必死になってやっている中で、こうしたハード整備不要論はますます人口流出に拍車をかける一因ではないかというふうに言われているわけでございます。

実際、天童や山形に行った私の後輩なども、そっちにうちを建てた人も多いです。スポーツで長岡山をもっとにぎやかにできないかというふうなこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

その中で、市陸上競技場を多目的運動広場にする計画があるわけですが、陸上競技場としての機能は一体この計画の中でどこに行ってしまったんだというふうな声が高まっています。60年前につくられた300メートルトラック、昔は草競馬などもされていたというふうなことですけれども、非常に老朽化が進んでおりまして、30年ほど前から既に競技場として公認グラウンドにはならない。いわゆる400メートルトラックが基準になって、これまでの競技大会は大江中や寒河江高校のグラウンドをやむなく借用されてきたというふうな経過がございます。

中体連の大会は、いろんなジャンボタクシーとかバスを使って、天童の総合運動公園のNDスタジアムまで行っているわけですよ、今。西村山郡内では競技ができないというのも甚だ残念でありまして、東京オリンピックにあれだけの予算をつぎ込むという国とか東京都の姿勢もありますので、これを契機に現在の競技場をしっかりと全天候型400メートルトラックに全面改修するか、あるいは市有地があるわけですので、そこを活用して新設すべきというような

声がございます。

例を申しあげますと、北村山管内の中学校、何校かあるわけですが、もう20年ほど前から中学校のグラウンドがそういう400メートルトラックで全天候型になっているということもございまして、西村山は何一つないというようなことも郡外の方から言われているような状況がございます。これについて、ぜひ前向きな御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** まず、市の陸上競技場の利用状況でございまして、さくらまつり等の駐車場としての利用が43回と最も多くございまして、次に幼稚園や町内会の運動会の利用、3番目には市営野球場の練習会場として使用されている。また、陸上関係では県ジュニア駅伝の練習に6回ほど使用されていると、こんな状況でございまして。

さて、市内には公認されている陸上競技場というのは、第4種公認であります県立寒河江高校の運動場がございまして、6月の西村山陸上競技県選手権大会、あるいは9月の西村山地区秋季陸上記録会などで使用されております。また、6月の西村山中学校総合体育大会陸上競技の部につきましては、天童市にあります山形県総合運動公園陸上競技場で開催されているという状況。

このような現状を考えますと、市の陸上競技場の整備につきましては、一定の必要性も認められるというところでありますが、一方ではこれからの人口減少あるいは財政面などの側面からの検討も必要でありまして、市民の皆さんの声をお聞きしながら今後の課題とさせていただきます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 休憩前に御答弁いただきましたけれども、人口減少の面からもこれから検討されるというふうなことであります。平成27年度教育委員会の事務事業点検評価報告書によりますと、体育施設整備事業ということで33ページに拡充と、今後の対応については拡充というふうなことも出されておまして、ぜひそこも含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、昭和41年につくられました市野球場の改修計画というものが今後終わりなのかどうか、お聞きしたいと思います。

山形市営球場については、マスコミで報じられているように移転、新築をするということがございました。もし、可能であれば山形市営球場の移転によって発生する中古備品なども活用すべきではないかというふうな声も上がっております。

あと、市内外の障がい者や高齢者が段差のないフラットなコース、いわゆる芝生とかウッドチップなどを使った長岡山のクロスントリーコース、こうしたものも要望されております。障がい者である弱視の方や車いすを利用される方々にとって、利用しやすいバリアフリーの公園に整備すべきというふうなところも再整備計画の視点の中で出されておまして、ぜひクロスントリーコース、いわゆるクロカンについてもそういった点を含めて整備をお願いしたいというふうに思います。

最後に、改修や新設整備については現在も維持管理面で雇用されておりますシルバー人材センターの方々の雇用をさらに拡大できるように要望書なども出されておりますので、考慮していただいて、雇用の場というふうな創出も必要だというふうに思いますが、御見解を伺いたい

と思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の野球場の改修整備計画というところでありますが、基本計画の中で記載をしておりますのは老朽化した野球場のスコアボードの新設、さらにはダッグアウト、バックスタンド、それから観客席などの更新、それからあわせて既存のトイレのバリアフリー化などということで、今の基本計画の中では計画をしているところでございます。

この公園全体の基本的なコンセプトとして、やはり御指摘にもありましたように、ユニバーサルデザインというものを導入して、障がい者の皆さんあるいは高齢者の皆さんにも優しい公園を目指していきたいというふうに考えて、そういったことを踏まえて整備を実施してまいりたいというふうに思っているところであります。

クロスカントリーコースの新設という御提案もありましたけれども、現在の基本計画には載っておりませんが、今後いろんなニーズなどもお聞かせいただいて、研究をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、シルバー人材センターのさらなる活用ということで、現在も主にシルバー人材センターのほうにお願いをして維持管理していただいておりますが、さらに公園の整備が充実していくことになれば、さらにその維持管理の方法などについても充実をしていかなければならぬというふうに考えておりますので、そういった際には、シルバー人材センターのさらなる活用などについても十分念頭に置きながら検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

特に、クロスカントリーコースなどはなかなか平野部にはないわけでありまして、今、蔵王の坊平とか西川町の弓張平、こっちまで行かないと練習ができないというふうなこともありま

して、立派なコースができれば大型バスを何台でも連れてこちらにいらっしゃる方が多いと思います。ぜひそういった面も含めて御検討をいただくようお願いしたいと思います。

さて、次に、原発再稼働に反対する趣旨からも太陽光や小水力発電などによってスポーツ施設の夜間照明のさらなる拡大について御質問をさせていただきます。

市の施設、特に既存スポーツ施設については、夜間照明で自然エネルギーがどの程度活用されているかわかりませんので教えていただきたいと思います。

今、やりとりさせていただいている寒河江公園や西根公園などにももっと拡大し、活用すべきだというふうな声が上がっているところです。特に、現在の陸上競技場については、照明がなく夜間トレーニングもできないと、県縦断駅伝の選手の皆さんからも非常に残念な声が上がっています。これは、警察当局の防犯上も問題があるというふうにこれまでも指摘されてきたところであります。早期に整備が必要だというふうに思っております。

さらに、自然エネルギーを有効活用して、屋外スポーツトレーニングができる場所の確保というふうなことで、1点だけ御提案申しあげますと、文化センターの駐車場の外周などを利用して、自然エネルギーを活用した夜間照明、また融雪によって冬期間でもランニングコースやウォーキングコースなどが確保できるように進めていってはどうかというふうなことも出されておりますので、あわせて御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 何点か御質問ございましたが、まず初めに自然エネルギーの活用についてでございますけれども、現在市のスポーツ施設におきましては夜間照明に太陽光発電を活用しているのが、グリバーさがえにおきまして照明灯の

8基、それから2カ所のトイレでの換気に活用しております。自然エネルギーの活用を図るということは、地球温暖化の防止などの自然環境の保護の観点からも大切なことだと思います。一方では、導入コスト等が高いということがございます。グリバーさがえにおいては、設置場所が河川敷地内であることの事情から夜間照明などに太陽光発電を採用しておりますが、他の施設では経済性や明るさを考慮し、電気事業者からの電力の供給による照明灯を採用しているところがございます。

今後、スポーツ施設への太陽光発電などの自然エネルギーの採用につきましては、現時点ではコスト面から課題も多いものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、2つ目は陸上競技場の夜間照明の問題であります。市陸上競技場の夜間照明設備につきましては、利用者の声をお聞きしながら、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

最後に、ランニングコースでございますが、文化センターの駐車場の外周部、現在ランニングコースとしての幅がないために改修をして、ランニングコースの幅を確保することとなります。しかし、これによりまして、現在でも駐車可能台数が少ない現状にありまして、さらに駐車可能台数が減少するというところで、催し物などの事業に影響が生じることが考えられます。また、ランニングコースが駐車場の外周となることから、駐車場に出入りする車とランナーが交差してしましまして、安全上の問題などが生じるということが考えられます。こうしたことから、文化センター駐車場の外周へのランニングコースの整備はなかなか難しいものと考えております。

なお、市民体育館の2階にランニングコースもありますので、ぜひこちらのほうの活用もいただければと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員に申しあげます。

一般質問は一問一答で行うようになっておりますので、よろしく願いいたします。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** それでは、次の市民のいきいき健康づくりと生涯スポーツの普及について御質問をさせていただきます。

1つは、「市民歩け歩け運動」とか「市民ラジオ体操」を復活させ、あるいは今つくられている「市民歌のびのび体操」の普及、またシニア向けの介護予防ということで、いろんな心身の健康づくりについてもっと具体的に前に進めていくべきというふうな市民からの声がございます。

「健康さがえ21」における運動量の増加、プラス1,000歩、プラス10分というふうな数値目標などが出されていますけれども、こうしたところをどうやってクリアしていくかというふうなことや、現在環境音楽しか流れていないこの防災無線の活用なども視野に取り組みを進めていってはどうかというふうな声がございましたけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 生涯を通して心身ともに健康で生き生きと暮らすというのは、どなたも願うことでありまして、そういう意味で市の発展の活力を維持していくためにも健康づくりというのは大変大事なことだというふうに思いますし、そのための健康寿命を延ばしていくという意味で「健康さがえ21」を昨年度策定させていただいて、さまざまな取り組みをさせていただいているところであります。

先ほど渡邊議員の御指摘のあった取り組みもその中でしていくところでありますが、なかなかまだ去年スタートしたばかりということで、その普及にこれからやっぱり一生懸命になっていかなきゃならないというふうにも思いますし、そのためには市が幾ら音頭をとっても、それを

地域の中で実際に取り組んでいただく人が大事だろうというふうに思いますから、そういう地域の中での人づくりなどもさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

また、防災行政無線を使ってはどうかという御指摘もありましたが、去年の8月に防災行政無線の利用をどうしていくかということで町会長連合会、それから自主防災組織の皆さんから基準を決めていただいているところでありまして、今基準に沿って防災情報に限定をして防災行政無線を使った情報を提供しているということではありますが、開始から8カ月たちましたから、改めて運用について検討をしていただいて、できる限りいろんな面で活用させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

寝たきりゼロということが社会的に言われていまして、介護現場においても専門トレーナーによる軽体操とか音楽療法などを導入して、もっともって機能回復していったらどうかというふうなことが言われております。あわせて、生涯スポーツ、そういうトレーニングなども今後念頭に導入すべきだろうというふうに思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護現場においては理学療法士、それから作業療法士、看護師等々の専門職によって、ニーズに合わせて専門的なトレーニングをしていただいているというところであります。軽体操、それからストレッチなどについてもニーズに合わせて介護現場で対応していただいているというふうに思っているところでありますので、それぞれの利用者の皆さんのいろんな声をお聞きしながらさらに充実していったら、健康寿命の延伸に取り組んでいきたいというふうに

考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番から21番について、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** お昼からの一般質問であります。睡眠などに襲われないように私も張りをつけて質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

質問通告に従って市長並びに教育長に質問をいたします。

初めに、共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の懸念される問題と課題について市長にお尋ねをいたします。

去る9月3日、改正ナンバー法が、マイナンバー法が衆議院本会議で成立をし、活用範囲が現在決まっている制度より広がり、国による金融資産の監視体制が強化されることになりました。

1つの番号に多くの個人情報をつなげるマイナンバー制度は、行政の効率化や国民の申請手続を簡素化するなどのメリットを生むとしております。一方で、年金情報の流出問題を受けて情報漏えいの懸念は高まり、国による国民監視が進むのではないかと不安も根強く残っております。また、制度の対象範囲拡大は徴税の公平化につながる反面、リスクも大きくなることが指摘され、利便性と危険性が背中合わせになっております。

そこで、最初に基本的なことについて伺います。

総務省は、個人番号を知らせる通知カードは、住民票のある住所に発送するとしておりますが、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどに伴うトラブルがあった場合、カードが入手

できないおそれがございます。どのように対応するのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことし、来る10月5日からマイナンバー法が施行されまして、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号、マイナンバー、それから氏名、住所、生年月日、性別が記載された通知カードが住民登録している住所に簡易書留で送付されることになっております。

しかしながら、議員御指摘のようにDVなどの被害者の方、あるいは東日本大震災の被災者の方、ひとり暮らしで医療機関や施設に長期間入院、入所している方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードを受け取ることができない場合も出てくるというふうに思います。このような方々に対しては、居どころ、居所情報を登録していただくことによって、当該居所で通知カードを受け取ることが可能となってまいります。この居所情報の登録申請については、現在国のホームページで広報しております。本市においても市報やホームページなどで広報、周知を図ってまいる考えであります。

また、国県においては、医師会などの関係団体や施設などに対して、ひとり暮らしで医療機関や施設に長期間入所、入院している方などに対する周知の協力依頼を行っております。寒河江市におきましても同様に市内の病院や老人施設などに協力依頼を行ったところでございます。

さらに、避難者の方には、避難者支援だよりで広報も行っております。

今後も介護保険や婦人相談などの各部署の協力をいただくとともに、関係機関と連携を密にしながら、DVなどの被害者の方を初めとしたやむを得ない理由によって住所地において通知カードを受け取ることができない方々に対して、通知カードが確実に送付されるよう努めてまいりますというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、こうした場合の想定マニュアル等は、作成はしてあるんでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** マイナンバー法におきましては、市町村は住民票に個人番号を記載したときは、通知カードにより本人に通知しなければならないと規定されているわけでありまして。例えば、転入転居などの住所変更の際には、窓口で通知カードの提出を求められることとなりますので、通知カードを確実に送付することが求められているわけでありまして。

こうしたことから、国ではやむを得ない理由によって住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要綱というものを定めるとともに、質疑応答集も取りまとめて我々のほうに、市町村に通知をしているところでございます。

その質疑応答集では、例えばDV等被害者の方が居所情報の登録申請を忘れてしまったために通知カードが加害者側に渡ってしまった場合の取り扱いなどについても記載されております。法第7条第2項の規定、これは「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、本人からの請求または職権によって、個人番号の変更ができる」という規定でありますけれども、この規定に基づいた対応あるいは適切な事務処理を行っていく所存でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 昨今のニュース等を見ておきますと、やっぱりDVなどの被害者にとっては、居住地を知られるというふうな情報の漏れというのは大変重要で、しかも命取りになるような事件が発生しておりますので、私は絶対に安全だというふうな方法でなければならんというふうに思いますけれども、ただいま市長が御答弁になったような形でそれが担保されるのかどうか、改めて伺っておきたいというふうに思いま

す。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、議員御指摘のようなことが絶対あってはならないというふうに思いますので、そういったことが起こることを想定しながら、きちっとした対応に努めていきたいというふうに思いますし、そういうふうなことについては国のほうでも対応マニュアルというものをつくって我々のほうに通知をしておりますから、それに沿う形で十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひよろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、この制度導入による費用対効果についてお尋ねをしたいと思います。

新聞等が報じるところによりますと、制度のスタートによって行政機関は自治体や税務署などに分散している所得や年金、社会保険などの個人情報番号を使って照会しやすくするなど、行政手続を簡素化したり、効率化したり、あるいは脱税などの不正行為を防いだりする効果があるというふうに紹介をされております。

ところで、一方の主体者となっている住民のほうはといいますと、公的な身分証明書であるとか、あるいはコンビニ等で住民票がとれるとかなどにも使えるというようなことで、若干のメリットがあるようでございますけれども、制度導入の問題とされるようなことを払拭するような大きなメリットというのは、余り私にはないように思えてなりません。そこでお尋ねしたいというふうに思っていますけれども、マイナンバー制度の導入によって費用対効果として考えられる市としての具体的なメリット、あるいは住民の具体的な利便性の向上について伺いたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この導入に伴うメリット、ある

いは住民の利便性の向上にどういう役割を果たすのかというような御質問であります。先ほど内藤議員から御指摘のあったメリットなどに一言で言えば尽きてしまうということがあります。我々の市としては、先ほど来ありましたけれども、この導入によってさまざまな情報の照合、転記、入力などに要する時間あるいは労力というものが軽減されるということが大きいメリットの一つだというふうに思いますし、また国の機関あるいは市、それから県などとの間での情報のやりとりというものがさらにスムーズになっていくということで、あるいは重複したような作業というものが軽減されていくということになりますから、行政事務の効率化というものが図られていくというふうに思っております。

住民の方に対する利便性はどうかということですが、先ほど御指摘もありましたが、住民の方が年金とか福祉、税などに関する手続をするときに提出する添付書類などがこれまでに比べて軽減されるということで、手続が簡素化されるという、そして御負担が減ってくるというメリットが考えられるというふうに思っています。先ほどお話ありましたけれども、所得や他の行政サービスの受給状況などについて把握しやすくなるということになりますので、不正受給などを防止ししていくというふうにも考えているところであります。

御懸念は、個人情報の保護がどう守られていくのかということですので、我々としてもそこについては十分留意をしながら、さらに市の独自利用などについても今後検討を重ねて、さらに導入のメリットが享受できるようにしていく必要があるかというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、費用ということで伺いたいというふうに思いますが、この制度のシステム構築に要する費用が推定でおよそ2,700億円

程度というふうに見込まれているそうでありますけれども、そしてまた制度導入後の維持管理費が300億円程度というふうには推定されているそうであります。

そこで、お尋ねしたいというふうに思いますけれども、この制度導入の国による負担と、そしてまた市が負担しなければならない経費の内容について、事務事業別にお知らせいただければというふうに思います。事務事業別にわかれば、それにお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちょっと細かくなって大変恐縮なんです、このマイナンバー制度導入の事業費は2カ年に分かれております。

昨年度についてまず申し上げますと、住民基本台帳システム改修費が約713万円、相互宛名システム構築費が約454万円、税システム改修費が約542万円、合計1,709万円というふうになっております。そのうち、住民基本台帳システム改修と相互宛名システム構築費用についてはその全額、そして税システム改修については費用の3分の2が総務省の補助ということになっております。総額1,519万円の補助交付を受けているところでございます。そういった意味で、市の負担は約190万円というふうになっているところであります。

今年度分については、住民基本台帳システム改修費に476万円、相互宛名システム構築費に476万円、税システム改修費が452万円ということで、合計1,404万円の事業というふうになっております。補助の割合は、昨年度分と同じでありますので、総額1,234万円の、これは交付申請をしているということになっております。今年度分については、市の負担額が約170万円というふうになるかというふうに思います。

今のが総務省関係であります。

それから、厚生労働省関係、福祉関係のシステム改修もあるわけでありまして。これは、今年

度の事業というふうになります。これについては、事業別に申し上げますと、生活保護システムについて228万円、障がい者福祉システムについては379万円、児童福祉システムについては670万円、国保システムについては約750万円、後期高齢システムについては394万円、介護保険システムについては792万円、健康管理システムについては361万円、年金システムについては243万円、特別児童扶養手当システム83万円ということで、総額3,900万円の事業になっているところであります。

そのうち、年金及び特別児童扶養手当システムについては、その費用の全額が国のほうから、そしてそれ以外については3分の2が、国の、厚生労働省のほうからの補助というふうになっているところであります。現実的には総額1,470万円の交付が見込まれるということで、市の負担については2,430万円になるということでもあります。

我々のほうとしては、その基準額が我々の想定した基準額より非常に国の基準が少ないということで、これについては県の市長会でも申しあげて、国のほうに自治体の負担を生じさせないように要望をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も率直に伺っております、国のいわゆる事業という割には、全部出してもいかなものかというふうに思っているんですが、ちょっと少ないなというふうに感じたところでもあります。ぜひ、市長が答弁なされましたように、さらに要望を強めていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、マイナンバー制度の導入によって地方自治体の効果の一つとして人件費が削減されるのではないかというふうに言われておりますけれども、そこでお尋ねをしたいというふうに思いますが、この制度導入によって将来どのぐらいの人件費の削減が想定されるのか、おわ

かりになれば教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど若干申しあげましたが、導入によってさまざまな情報の照合とか転記、入力などに要する時間あるいは労力は軽減されるということをお願いしましたが、我々としてもそういうメリット、人件費の削減、軽減に期待をしたいというふうに思いますけれども、まだ現実的にはこれから制度が導入されるということで、今からのお話でありますので、具体的にどの程度の人件費が軽減されるかということ、なかなか現時点では算定が難しい状況になるかというふうに思います。これからの事業の推移を見ながら検証していく必要があるというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 算定が難しいということでありましたので、ぜひ私もこの制度の導入によって人件費がさらに削減される方向になればというふうに期待をしたいというふうに思います。

次に、特定個人情報保護評価書の作成についてお尋ねをしたいというふうに思います。

さきの6月定例会の中で、一般質問に対するお答えがありまして、特定個人情報保護評価書を策定して公表するというふうなことがありましたが、どのようになされているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国を含めて全ての自治体の特定個人情報保護評価書について、特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督等を行う国の機関、特定個人情報保護評価委員会というのがございますが、その委員会のホームページにマイナンバー保護評価のページというのがございまして、そこに記載されているところでありまして、寒河江市の評価書もここで見ることもできるというふうになっているところであります。

我々としても市のホームページで見ることが

できないかというようなことも検討をさせていただいておりまして、来年1月の制度導入に向けて検討しているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も事前に市のホームページのほうでずっと探しておったんですが、見つかりませんでした。ほかのやつは見つかったんですけども、残念ながら見つけることができませんでした。聞き取りしている、レクチャーしている間にわかりましたが、それでその評価書はどの部署で作成されているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国の基準がありまして、システムを使用する主管課で作成するというものになっているわけでありまして、したがって、住民基本台帳システムについては市民生活課、それから税システムについては税務課が作成するというようになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それで、いろんな資料を見ますと、第三者点検の実施についてなどもあるわけでありまして、本市ではどのような方法でなされているのか、おわかりになれば伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員御指摘にありましたが、評価書作成に当たりましては、特定個人情報の取り扱い件数及び取扱担当者の人数によって全項目評価、それから重点項目評価、基礎項目評価の3段階に分かれているわけでありまして、いずれかの評価書作成が義務づけられているというところであります。

寒河江市においては、この3つの段階の評価の中で基礎項目評価のみの評価書ということに該当するところでありまして、そういう意味では第三者の点検というものは求められておらないということではありますが、情報の漏えいなど

の重大事故が万が一発生した場合などには、市の情報公開・個人情報保護審議会において点検をしていくということにしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も当初から全項目調査というふうな形でなされるんだろうというふうに思っておりましたので、基礎項目評価ということだそうでありますから、いたし方ないというふうに思いますけれども、こうした点検の必要性は私もこれは必要だなというふうに思っておりますので、今後のそうした個人情報審議会等の中で、事故なんかあっては困りますけれども、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、大変重要なことでありますが、セキュリティ対策について伺いたいというふうに思いますけれども、このことに関しては絶対安全というようなことはあり得ないわけでありまして、リスク管理あるいはリスク対応をどのように想定しているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々も議員御心配の点、大変重要なところだというふうに思いますので、リスク管理、リスク対応というものに万全を尽くしていかなきゃならないというふうに思っているところでもあります。

寒河江市におきましては、情報システム部門においてマイナンバーを使用する業務を調査し、リスク分析というものを行いまして、その結果をもとにリスク対策を行っているところでございます。

現在の対策といたしましては、特定個人情報を扱うシステムのインターネットへの接続制限、それからUSBメモリーなど外部媒体の使用禁止などを実施しているところでありますが、今後さらに対策を強化するよう検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この制度そのものもいろんな不安があるわけでありましてけれども、特にこのセキュリティ対策というのは大きな住民の不安だというふうに思います。マイナンバーを扱う公的機関が情報漏えい対策を自己点検して安全宣言をするというふうな仕組みも導入されているそうでありましてけれども、例えば日本年金機構はそうした手続を踏みながらも年金情報の大量の流出があったわけでありまして、その実効性というのは非常に疑わしいものがあるというふうに思います。

プライバシーを国によって一方的に把握され、そしてまた自分の情報がどのように使われるのかというふうな不安や不信といいますか、そういうものが根強くあるわけでありまして、そうしたさらにセキュリティの万全を期していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、マイナンバーの法規定によりまして公益上の必要があるとき、番号につながる情報を第三者に提供できるというふうなことがありまして、提出先は主に警察等の捜査機関と想定されているというふうに伺っております。市民、国民にそのことに対する懸念が大変大きいわけでありまして、そこで自治体の長としての姿勢をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の特定個人情報については、このマイナンバー法において同法第19条各号に規定する場合を除いて提供することができないというふうになっております。これを受けて、今回の議会に個人情報保護条例の改正を上程させていただいて、その中で特定個人情報は外部提供できないというふうにしていただいております。

御質問は、警察が刑事事件を捜査する際の特定個人情報の提供について御質問がございましたが、同法第19条第12号の規定により、これは例

外とされております。情報の提供を求められるということでもあります。

我々としては、そういう場合には法を遵守しながら適切に対応していくというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、例外的なものについて御答弁がございましたが、その例外的に照会されるような事務情報の範囲についてお伺いしたいというふうに思いますけれども、捜査機関等に対する情報提供については、いわゆる自分も自己情報提供等の記録開示システムというものが、つまりマイナポータルというそうではありますが、これでもって確認できないそうでありまして、また来年1月に発足する制度運用を監視するところの個人情報保護委員会の権限も及ばないというふうにされているそうであります。

この法案の国会審議中に、この法案について捜査範囲を超えて特定個人情報を分析したり、あるいは他の捜査に活用したりすることは禁じられているというふうな見解を示したそうありますが、そこで例外的に照会される事務情報の範囲についておわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ちょっと個別具体の御質問でありましたので、担当課長のほうからお答えをさせていただきますと思います。

○**國井輝明議長** 月光政策企画課長。

○**月光龍弘政策企画課長** お答えいたします。

ただいま市長のほうの答弁にもございましたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、これの19条第12号の規定により例外規定が規定されておるところでございます。これにつきましては、第14号まで規定されておりまして、例えば、全てを読むのも時間の関係上、時間がございませんので、例えば第1項第1号「個人番号利用事

務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供する」場合と、第5号あたりでは「特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき」と、あとは重立ったものとしましては、12号にあります先ほどの警察関係のものということで、そのほかについてはこの法令の条文をごらんになっていただければと思います。以上です。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** もう少し具体的にお聞きしたかったんですが、つまり例えば市で取り扱うところの例えば住民基本台帳の問題であるとか、あるいは、これは後でまた詳しくお聞きをしたいというふうに思いますが、別のところでお聞きしたいというふうに思います。

次に、自己情報のコントロール権ということでお尋ねをしたいというふうに思います。

国民が自身の情報の取り扱いについて自分で決める権利、つまりこうしたことについては自己情報コントロール権というふうに言われておりますけれども、日本でも近年こうした考え方に基づいてそうしたことが認められつつあるというふうに思います。つまり、自分の情報について流れに適切に関与できる権利は基本的人権というふうに考えられるというふうに思いますし、その自己情報をコントロールすることを維持するためにどのような方策があるか伺っておきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在のシステムにおきましても、住民基本台帳の登録内容については住民票で、また介護の認定審査の結果などは本人への通知で登録内容を確認していただいているわけでありまして、マイナンバーにつきましても、これらと同様に本人の通知あるいは証明書など

によって確認をしていただくというふうになるかというふうに思っております。

個人番号カードを作成していただくと、先ほど御質問にもありましたけれども、平成29年1月稼働予定のマイナポータルというインターネットのホームページから自分のマイナンバーがどの業務に使用されたかなどの履歴の確認というのが可能になるというふうになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** このマイナポータルという機能は大変重要なものであるというふうに私も思っておりますし、透明性を高める上で必要なことで、自分の情報をコントロールする権利ということでは一部実現できるわけでありますから、評価はできるわけでありますけれども、これが全ての自己情報についてこれが可能なわけではありません。したがって、行政としては、市長、やっぱりここに心血を注ぐべきだなというふうに思います。

国に対して改善を求めるといふようなことをやっぱりすべきじゃないかなというふうに思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としてもそういう個人の情報を自分がコントロールしていく、あるいはそういう権利、基本的な人権としての権利というものを大事にしていかなきゃならんというふうに思いますので、内藤議員の御指摘なども十分受けとめながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それから次に、このマイナンバー制度における中間サーバーの集約化、共同化ということになされるというふうにお聞きしておりますので、お尋ねしたいというふうに思います。

総務省は、昨年1月、中間サーバー・プラットフォームとして共同化、集約化することを通

知しているそうでありますが、本市ではどのように対処される考えか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましてもこの中間サーバー・プラットフォームを利用することで、昨年度、この開発、運営を行う地方共同法人であります地方公共団体情報システム機構に対しまして利用の申し込みを行っているところであります。

平成29年7月から利用開始するという予定になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、そこで端的にお伺いしたいというふうに思いますけれども、その中間サーバーに関する経費というのは、どの機関で負担することになるわけですか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この費用については、全額総務省の補助というふうになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 管理運営についても総務省で持つということになるわけですか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、そういうことを期待したいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 市長の期待どおりにいけば私もいいなというふうに思っていますけれども、ぜひそのようになるように頑張っていただきたいというふうに思います。

そこで、中間サーバー・プラットフォームのように情報が一括管理され、そしてここから情報が漏えいするというふうになりますと、国民のプライバシーが一举に拡散することになるわけでありまして、国では中間サーバーでは本人の特定には情報連携用の符号と各自治体の宛名の番号を使い、マイナンバーや住所、氏名等は

保存していないので漏えいしても特定できないという説明はなさっていますけれども、記録している情報とそれから記録している住民情報から個人が特定されたり、あるいは特定される可能性も非常に高いというふうに言われております。仮に自治体からの宛名番号が漏えいすれば、幾ら強固なセキュリティーだとしても、漏えいの危険性はゼロではないというふうに専門家は指摘をされております。

そこでお尋ねしますが、この中間プラットフォームはどこが責任を持つことになるのか伺いたいと思います。管理についてですね。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この中間サーバー・プラットフォームのネットワーク全体の運営につきましては、地方公共団体情報システム機構が運営主体となるところでありまして、主にネットワークの運用、それからハードウェアの障害監視及び保守点検、保守作業というものを行うことになっております。

このプラットフォーム内の寒河江市中間サーバーの運用や情報については、寒河江市の責任において管理するということになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、市長がお答えになったわけですが、次の質問にかかわる問題も出ておりますけれども、つまり中間サーバーに関する特定個人情報評価書の作成は、自治体というふうになっている一方で、ところが中間サーバーの共同化、集約化によって、自治体の責任範囲がそこまでなくて、中間サーバーの手前までというふうに言われているわけでありまして、

にもかかわらず、中間サーバーについては先ほど御答弁あったように、国や地方公共団体情報システム機構の責任になっているわけでありまして、特定個人情報保護評価書は中間サーバーまでは自治体ということで策定されることになっているというふうにされてありまして、そ

の実態はどうなのか。自治体については、サーバーまでの手前で策定をするけれども、そこから先は責任がないというふうになるのかどうか、伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 中間サーバーの特定個人情報保護評価については、中間サーバーを各業務で利用することになりますので、業務ごとに評価を行うということになります。

寒河江市においては、全てのシステムが、先ほど申しあげましたけれども、基礎項目評価の中で実施をしていくということになっているところでございますので、御理解をいただきたいなと思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間があればもう少し詳しくお聞きしたいなと思ったんですが、大分時間が迫ってまいりましたので、この問題の最後に行きたいというふうに思いますが、中間サーバーは御承知のように自治体と国の情報連携のかなめであって、個人情報の固まりというふうに言われておりますけれども、曖昧な責任分担によってつくられようとしているわけでありまして、

今、問題となっている年金機構よりも、さらに無責任な体制というふうに言わなければならないというふうに指摘をさせていただきたいというふうに思いますが、そこで世田谷区における住民基本台帳に関する事務の全項目評価書で、先ほど市長からの答弁の中にも一部ありましたけれども、第三者点検がありまして、次のように指摘をしております。中間サーバーの状況が明確になって地方自治体の対応ができる環境になるまで、この制度実施を保留または延期、中間サーバーの安全性について疑義が生じた場合に、マイナンバー制の利用停止も含めて根幹にさかのぼって議論をし直す対応をすべきだというふうにしております。

私もこれについては同感に思うわけでありま

すが、市長の見解がありましたらお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問ありました世田谷区での第三者点検につきましては、中間サーバーのセキュリティー対策を明記した仕様書がまだ出されていない時点での御指摘であったというふうに思われます。

ことし7月に初めて詳細な仕様書として「自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書第1版」というのが出されているところでありまして、この中で非常時の対応、さらにはアクセス制限などについても明記されております。そういう意味で、セキュリティー対策は担保されているというふうに我々は思っているところであります。

寒河江市といたしましても、内藤議員御指摘のように懸念されるということでもありますので、セキュリティー対策あるいはリスク管理というものをさらに徹底しながら、このマイナンバー制度の導入に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、虫歯予防のフッ素塗布の現況と課題についてお尋ねをします。

このことについては、大分前になりますけれども、何年ぐらい前になるか私も忘れたぐらい前ですが、乳幼児を持つ保護者から要望があって、子供の虫歯予防対策として希望者にフッ素塗布をすべきではないかというようなことをこの議会で取り上げて、本市において実施された経過がございます。

その後、フッ素塗布には副作用があるというような専門家の指摘もあり、さきにこのことも案内書に記載をして実施すべきでないかというふうな同僚議員の質問などもございました。そこで、現在どのようになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、御指摘ありましたけれども、寒河江市におきましては子供たちの虫歯予防のためのフッ素塗布について、1歳6カ月児健診、2歳6カ月児健診及び3歳児健診の中で保護者の希望される場合に歯科医師の安全管理のもとに実施をしているところでございます。

フッ素塗布に関する保護者への情報提供の方法としては、1歳6カ月児健診の案内の際にフッ素塗布Q&Aという資料を同封して、塗布の目的、方法、その効果及び副作用についてお知らせをしているところでございます。

その中で、従来副作用については通常の塗布では心配ありませんという内容でお知らせをしておりましたが、さきの去年の第4回定例会において御指摘がありまして、副作用の問題やデメリットの部分も書いて判断してもらわなければならないかというような御質問を受けたところでございます。

これを受けまして、歯科医師会の助言などもいただきながら、高濃度で多量に摂取すれば危険を伴いますが、フッ素塗布での使用量は微量のため心配ありません。心配な方は歯科医師に御相談くださいという内容にこの部分を変更させていただいたところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 副作用については、さまざまな形で指摘をされております。マッチポンプのように受けとめられると大変心外でありますけれども、私はこのフッ素塗布については一定の効果があるというふうに今でも理解はしておりますけれども、こうした副作用についても記載して両論併記のような形で実施すべきだというふうに私は思っているところでございます。

日本弁護士会連合会は、2011年の1月に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」というものを出されておりました、89ページにわたる大量のものなんです、その中で対象者が

正しい選択が可能ないように情報を公平に提供すべきであるというふうにしております。行政当局が推奨している場合には、なおのこと、行政当局の責任であるべきというようなことで、次のように記されております。「フッ素の使用は、本来個人の選択に委ねられるべき問題であって、また研究者や国民の中に反対論も存在するのであるから、対象者に対して一方的に有効性や安全性を強調するだけでなく、反対論についてもできるだけ知らせ、自由に正しい選択が可能となるようにすべきである」というふうにその中で記しております。

ぜひ、このことを受けとめていただいて対処をしていただくように、見解はいいですから、時間がないので見解は求めませんが、このことも十分に強く受けとめていただいて、対処をしていただきたいというふうに思います。まあ副作用のことも両論併記するような形でお知らせをしていただきたいということでございます。

次に、スポーツ少年団と部活動について教育長にお尋ねをいたします。

時間がなくなって大変恐縮ですが、本市ではスポーツ少年団や部活動が盛んに活発に行われ、先日来あったようにスポーツ少年団では全国大会に出場するなど、目覚ましい活躍が見られるところであります。指導者の皆さんには心から敬意を表する次第でありますけれども、今回このような質問をいたしますのは、私も市民の皆さんからいろんな相談を受けて、時には現場にも伺います。今回、対象となっているようなお子さんを持つ保護者から、ぜひ議会で取り上げていただいて質問をしてほしいというようなことがありましたので、前置きなしに質問をさせていただきたいと思っております。

スポーツ少年団や部活動のコーチ、監督等の指導者としての資格要件はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** 指導者の資格要件ということですが、学校の部活動につきましては学校教育の一環として教師の立場から指導を行っているものでありまして、部活動の指導者には特段資格というものはありません。

また、スポーツ少年団には指導者の資格として、単位団活動の中心的指導者としてスポーツ少年団の指導運営に当たる「認定員」という資格と、単位団指導者の中核として団の育成やその指導に当たり、さらに市町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者としてスポーツ少年団の普及並びに活動の活性化を図るとともに、認定員の資質向上と育成拡充に努める「認定育成員」という資格がございます。

そして、各単位団には2人以上の有資格指導者を置くということで、子供たちのスポーツ活動を支えていく体制を整えることとしております。

なお、現在、寒河江市スポーツ少年団には認定員が205名、認定育成員が7名、合わせて212名の有資格指導者がおります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、このスポーツ少年団を指導監督する部署というのはどこになっているのか、伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** 寒河江市の各単位団は、寒河江市スポーツ少年団という組織に所属しておりますので、各単位団の指導監督は寒河江市スポーツ少年団が担っているということでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それで、こうしたスポーツ少年団の中で活動について問題が生じたときに、保護者や子供たちが相談する窓口というのはどこにあるのかお知らせさせていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草苺和男教育長** 相談する窓口ということでございますけれども、各単位団に問題が生じた場合には、市のスポーツ少年団に相談をいただければと思います。事務局としては、市の生涯学習課スポーツ振興室が担当しております。

また、山形県体育協会内の山形県スポーツ少年団へ相談をしていただくことも可能でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間が押してしまってきましたので、スポ少や部活については以上にさせていただきますというふうに思います。

次に、一部にマスコミ等で時折報じられる、あるいはブログ等で目にするにある日教組の偏った教育についてお尋ねをしたいというふうに思います。

いじめや死亡事故あるいは少年犯罪等があるたびに戦後教育が批判をされて、時にはブログ等では労働組合である日教組の教育によるものとする確信犯的なものまで掲載されることがあって、目に余るものがございます。現在の学校教育現場においては、教育基本法や地方公務員法等に基づいて、学習指導要領に従って教育実践がなされているというふうに考えております。

一部マスコミ等で報じられるような日教組による貧困教育というようなことについては、マスコミといえど一概に信じがたいわけでありませぬけれども、そうしたマスコミ等の談話等で指摘されるような労働組合による偏った教育などはないものと考えますけれども、その実態について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えいたしたいと思います。

御指摘のように、教育基本法第14条第2項におきまして「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定しているわけでございます。さらに、地方公務員

法や教育公務員特例法などによりまして、教育における政治的中立性については定められているわけです。

また、小中高それぞれの学習指導要領において、小中学校は社会科の公民分野で、高校は公民科で目標や指導内容を定めまして、これに基づいて教育指導、学習活動が展開されております。

我が国の教育は、このような法に基づいて行われているものでありまして、教育の政治的中立性についてもその確保が図られております。そのため、御指摘のように政治的中立性を欠くような教育はできませんし、本市においてもそのような教育は行われていないと認識しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 時間が本当に押してしまいましたが、最後にこうした批判や指摘については、これまでの政府や文科省の戦後教育を顧みず、責任を一方的に労働組合に押しつけるような、矮小化するようなものだというふうに私は思いますけれども、心からの教育を論ずるに市民に誤解と偏見を与えるものだというふうに思います。教育長の見解があれば承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 新聞、テレビなどのマスメディアだけでなく、インターネット等の普及によりまして誰もが自由にブログ等で発言できるというそういう社会になっていることもありまして、ある意味、現在では玉石混交のさまざまな情報が飛び交う情報化社会に入ってきているということも事実であろうと思っております。

しかし、このような社会だからこそ正しい情報を発信するということや、誤解のないような配慮をするということは大変なことでありまして、互いの考えの違いも含めて議論し合えるような社会であること、そういうことも大切であ

ると考えております。

市の教育委員会といたしましては、現在本市で実践されている教育について教育行政として支援するとともに、各学校においても積極的に授業を公開したり、学校の様子を積極的に情報発信するというので、これまで以上に一層信頼される学校づくりを進めていきたいと考えております。

また、これからの社会を生き抜く児童生徒に対しては……

- 國井輝明議長** 教育長、時間ですので。（「はい」の声あり）自席にお戻りください。（「では、終わります」の声あり）

石山 忠議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号22番について、8番石山 忠議員。

- 石山 忠議員** 一般質問の最後になりました。もう少しの時間、おつき合いをいただきたいと思っております。

通告番号22番、新第5次振興計画の評価（見込み）と、次期振興計画というふうに言っていますけれども、私はこの場で仮の第6次振興計画策定の取り組みについて質問をさせていただきます。

「歴史と文化の織りなす、気品ただよ美しい都市 寒河江」を将来都市像に、平成27年を目標年度とする第5次振興計画を平成18年に策定し、社会情勢の変化、国政の変化、第3次山形県総合発展計画の策定、市民ニーズの変化などに対応するため、中間年に当たる平成22年度に計画の見直しを行い、新たな都市像を「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」とした新第5次振興計画を策定し、各般にわたる事業を進めてこられました。平成27年度、今年が目標年度最終年度となります。

基本計画において「いきいきと健やかに暮ら

せる地域社会の創造」の第1章から第6章「市民が主役のまちづくり」まで施策の大綱を定め、それぞれの施策の体験に見直し年の現状と比較する形で、平成27年の目標を定めています。

第1章第1節では合計特殊出生率1.50以上など4項目、第2節には3項目と計画全体で第6章22節に66項目の目標を示し、そのほか重点的に取り組むテーマごとに計画の各章から事業を抽出し、特に推進する施策として主な事業を7つの重点プロジェクトとして事業に取り組んでこられました。

重点プロジェクトの推進に当たっては、市民主体のまちづくりを志向し市民とともに取り組んでいくこととし、その進捗については1年ごとに市民に報告するとともに、市民から市民目線での評価をいただきますとしています。

そこでお伺いいたします。新第5次振興計画の総合評価及び各章における計画の目標、重要施策、重点プロジェクトの達成度や効果などそれぞれの評価についてお伺いいたします。計画期間は本年度末までですので、評価するのは大変だと思いますが、見込みも含めてお伺いしたいと思っております。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長** 石山議員から現在の第5次振興計画の評価について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

平成18年から第5次振興計画がスタートをして、平成23年に見直しをさせていただいて新第5次振興計画がスタートをしたわけでありまして。「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」ということを将来都市像として具体的な数値目標も掲げて、さらには7つの重点プロジェクトを設定して鋭意これまで取り組んできているところであります。ことしは最終年度であります。そういった意味で、掲げてあります計画目標に向かって今、鋭意取り組んでいるところであります。

総合評価はどうかというようなお尋ねでありますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、まだ最終年の途中段階ということで、検証についても現在進行中でございます。途中でございますので、最終的な評価というのはその段階ではありませんけれども、ただ重点プロジェクトなどについては、御指摘ありましたが、毎年度毎年度その進捗状況を市民の皆さんにお知らせして、100人の皆さんから評価をさせていただいて、次の年、またいろんな見直しをさせていただいて頑張らせていただくというところであります。そういう意味では、現時点での状況を見ますと、おおむね計画で掲げた所期の目的に近づいているのではないかというふうに今思っているところでございます。

とりわけ各章に掲げております事業については、御指摘のあったとおり66の数値目標というものを設定して、これは毎年度開いております振興審議会などにおいて、進捗状況を確認いただきながら取り組みを進めてきているところでありまして、現時点においては、達成済み、あるいは達成見込みのものというものについては、66の項目のうち42項目ということになっております。

具体的に申し上げますと、子育てなどの面では待機児童の解消、それから休日保育の実施、さらに観光面では観光客の増加による交流人口の拡大などについて具体的に成果として数字にあらわれてきているというふうに思いますし、また今議会でも報告をさせていただいておりますが、市の実質公債費比率などについても財政健全化に向けた取り組みが着実に進んでいるというふうに思っているところであります。

66のうち42項目ということでありまして、残りの24項目についてはその目標達成の途中の段階というふうになっているところであります。例えば申し上げますと、子育て・高齢者の分野では、地域での希望者が少なかつたために学童

保育の設置に至らなかった地域があったことなど、あるいはふれあい元気サロンを運営する老人クラブの休止が増加したことによって、サロンの設置に至らなかった事業などがございます。またそのほか、農業・工業関係、そして市立病院関係の指標もまだまだということで、引き続き達成に向けて取り組みを進めているところでございます。

それから、重点プロジェクトについては、先ほども若干申し上げましたが、「さがえっこ」すくすくプロジェクト、それから「さがえのさくらんぼ」きらきらプロジェクト、それから慈恩寺「悠久の魅力」向上プロジェクト、それから先ほども話題になりましたが、長岡山の「市民憩いの花咲か山」プロジェクト、そして安全安心「共助のさがえ」推進プロジェクト、そして「さがえの雇用」拡大プロジェクト、「さがえはつらつ」プロジェクトということで、それぞれのプロジェクトについて評価をいただきながら進めてきているところでありまして、おおむね実現に向かって行きつつあるというふうに思っておりますが、これについては今後予定しております100人評価委員会での評価をいただきながら、その成果を検証していく必要があるというふうに思っているところであります。

新第5次振興計画については、基本的に市の総合計画でありますから、あらゆる分野についての計画を網羅した形になるわけでありまして、より市民の皆さんにわかりやすい、そして行政としても重点的に取り組むテーマというものを市民の皆さんにお知らせしていくということも役割としてあるというふうに思いましたので、新第5次振興計画では7つの重点プロジェクトというものを改めて設定させていただいて、市民の皆さんに検証をしていただくということをさせていただいたところでございます。

そういう意味で、我々としては重点プロジェクトの設定というものについては、ある程度そ

の効果というものもあったのではないかというふうには認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ありがとうございます。

66項目中の42項目という達成度というのは、誰が点数をつけるかわかりませんが、相当のレベルに達しているのかなというふうに思いますが、残りの24項目も途中であるという状態を考えます場合に、今後の取り組みについては相当これらの点についても生かしていくための御努力をしていただかなきゃならないということだろうと思います。

そんなことを、後でも重複するかもしれませんが、そういう感想を述べながら次の質問に移らせていただきます。

現在、進められております振興計画策定の方策について計画の構成、策定のスケジュール、重点プロジェクト、先ほどちょっと市長も触れられましたけれども、及び計画策定の組織など、さらに将来都市像についてどのように考えられておられるのかをお伺いしたいと思います。

人口減少、超高齢化、少子化と地方は大変な危機にさらされています。このような情勢において、振興計画の策定には従来にも増して大胆な発想が求められていると思いますが、計画の構成、重点プロジェクトや到達目標の設定、計画策定の組織と市民参加、地方創生が国を挙げて叫ばれている状況下での将来都市像の設定、さらに計画策定途中及び策定後の市民周知をどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

市長は、今定例会初日の行政報告の市長の概況についての中で、次期振興計画等の策定に向けた取り組みについて、計画策定等に際し多くの皆様に参画いただくため、市内8地区での地域ワークショップを初め、さがえウーマンズカフェ、成人式でのアンケート調査、庁内若手職員によるワークショップなどを実施しており、

今後皆様からの御意見などを踏まえて策定作業を行い、審議会を経て計画をつくり上げると述べられております。これらの具体的内容についてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しい次期の振興計画について、どの程度、今検討しているのかというような御質問かというふうに思いますが、新しい振興計画について、まず構成というんですかね、つくりを申しあげますと、今の計画というのは基本構想、基本計画というものを設定しているんですけれども、これは新しい計画では基本構想と基本計画を一体化して、計画期間は10年間ということで、それを中長期ビジョンという形でまとめていこうとしております。

また、そのうち5年間を行動計画とする、計画期間とするものをつくっていったって、そういう意味で2層の構成にしていきたいというふうに思います。

中長期ビジョンは、おおむね10年先の寒河江市を見据えた政策の方向性を定めていくというふうにしていきたいというふうに考えておりますし、また行動計画については、中長期ビジョンで掲げた政策展開の方向性などを実現していくために、5年間どのように行動していくかということ具体的な取り組み内容を記載した工程表を設定していくというふうに今考えているところでございます。

なぜこういうふうにしたのかということになるわけでありまして、2層の構造にすることによって、基本構想と基本計画を一体的にするということについては、政策の課題と取り組む方向などについて一体的にあらわすということで、市民の皆さんにはよりわかりやすい計画になっていくのではないかとということで、一体化させていただきました。

また、行動計画については毎年度進捗管理を

行い、取り組み状況あるいはその時々の変動の変化などを踏まえて見直しをしていくというふうに考えております。いわゆるローリングしていくということで、行動計画は考えているところでございます。

計画の策定のスケジュールについて申し上げますと、27年度の策定ということで振興審議会等を開催しておりますが、あわせて3つの部会を分野ごとに設けさせていただいて、御審議をいただいているというふうにしております。

それと並行して、先ほど御指摘にありましたけれども、市民の皆さんから参加していただくということで、市内8地区でのワークショップを開催しているところでございます。さらに、昨年12月には市民アンケート、それから先ほど御指摘ありましたけれども、ことしの5月にはウーマンズカフェ、さらに先般の成人式では二十の方からアンケート調査などもさせていただきました。また、消防団の皆さんからはワークショップなども開催していただいているところでございます。そういった多くの皆さんからの意見を頂戴して、今それを取りまとめている段階でございます。

今後、12月ぐらいをめどに素案をまとめていくというスケジュールになっておまして、まとまった段階で議会のほうにも御説明をさせていただいて、御意見を頂戴し、またパブリックコメントなども実施したいというふうに考えているところでございます。

それから、重点プロジェクトについてどうしていくのかという御質問などもございましたが、新第5次振興計画では重点プロジェクトの設定をさせていただきましたが、新しい計画ではどうしていくのかということについていろいろ検討もいたしました。ただ今回の計画では新しい要素として、御案内のとおり地方創生の戦略というものを、これは10月までにまとめるというふうになっているところであります。

いう意味で人口減少対策というものは当然のことながら新しい振興計画の柱の大きい一つになっていくというふうにも思っているところでありますので、総合戦略がまとまった段階でそれを振興計画の中に取り入れていく、そして大きいプロジェクトの一つとして位置づけていくということは、当然のことながら必要があるのではないかとこのように思います。

また、それ以外のプロジェクト設定をするのか、どういうものを設けていくのかということについては、今現在鋭意検討しているところでありますけれども、そういう意味でどうしても人口減少対策、喫緊の課題でありますので、そういう意味での重点プロジェクトの設定についても、新しい計画の中でも設定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、計画策定の組織については、御案内かと思っておりますけれども、振興審議会の20名の今回構成であります。山大人文学部の是川教授を会長にして御審議をいただいて、各種団体から推薦をいただいた方々あるいは有識者、公募員などで構成をしているところでございます。

それから、将来都市像についても御質問があったかというふうに思いますが、新第5次では「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市」ということであります。5年たってやっとなじんできたかなとこのように思って、新しい計画でまた新しい将来都市像をつくっていくということになると、なかなかなじむまでに時間がかかるのかなというふうなところもありますが、その点については振興審議会の委員の皆さんの見識で御協議をいただくというふうになっているところでありますので、御理解をいただければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** どうもありがとうございます。

3部構成を設ける、あるいは振興審議会につ

いても20名の各界、各層、各団体の代表者とい
いますか、推薦者をもって充てるということをお
伺いしました。

そこで、ひとつ御意見といえますか、私の考
え方を申し上げますと、市民の参加と同時に寒
河江市を外から見ている人たちの意見を求める
というのも非常に大事なことじゃないのかなと
いう思いがあります。そんなことで、佐藤市長
が積極的に取り組んでこられて、現在非常に大
きな役割を果たしております仙台寒河江会など
の組織の活用、そういったことなんかもこの振
興計画をつくるに当たって取り入れることがで
きないのか。

これは、組織の問題を申しあげの際に計画策
定及び審議会のメンバーが、例えば、後から触
れますけれども、振興計画を上位計画にしてい
る各種計画が30近くあるはずで。都市計画マ
スタープランを受けての、あるいは公園整備計
画もそうですし、そういったメンバーが往々に
して同じような顔ぶれになるというふうになっ
てきますと、基本的には何も変わらないような
状態になるのではないかなというふうな思いが
ありますので、そのことを申しあげながら3番
目の質問に入らせていただきますが、先ほど市
長から大変効率のよい目標の達成度、評価を出
していただきました。それを受けて、第6次振
興計画への反映をどのように考えておられるの
かというのは、今の振興審議会やいろんな場面
でもそういうことが生かされるというふうに思
いますけれども、重点政策の達成度評価を受け
て振興計画への反映には従来の方策にとらわれ
ない、時代の変化を捉えた、将来を大胆に予想
した仕分けのほうももっと大事になってくるの
かなと、そういうことが今回の基本構想と基本
計画を一体化した計画の変化にあらわれている
のかなというふうな思いはありますけれども、
さらに振興計画を上位計画とする多くの計画に
ついて、それぞれの計画における中間見直しな

どによって計画期間など大部分の計画につい
ては調整が図られているようではございますが、振興
計画との内容について整合性を図るための見直
しなどはどのように考えているのか御所見をお
伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、第1点でありますけれ
ども、もう少し寒河江市を外から見ている人な
どについても振興のための御意見を頂戴する場
を設けてはどうか、あるいは振興計画などにつ
いて意見をもらってはどうかというような御提
案でありますけれども、大変我々としても、中
にいる、あるいは振興審議会の委員の皆さんだ
けでなくて少し外から見ている、あるいは遠く
から見ている人などからも寒河江についての意
見を頂戴するという事は、大変必要だという
ふうに思いますし、我々としても井の中のカワ
ズにならないようにいろんな御意見を頂戴して
いくということは必要だというふうに思います
から、まだこれからいろんなパブリックコメン
ト、素案がこれからまとまるわけでありませ
ぬので、そういった段階でいろいろ御意見を頂
戴できる場を設けていければというふうに思っ
ておるところであります。

それから、もう少し単なる新第5次振興計画
の延長線上にあるような新しい次期振興計画で
はなく、見直すところは大きく見直しをして、
大胆に計画を設定してはどうかというような御
指摘でありますけれども、ごもっともな御意見
だというふうに思いますし、それぞれの目標が
たとえ達成されない項目などについて、その項
目について必ずしも引き継いで新しい計画で設
定する必要があるのかどうかなどについては、
時代のニーズあるいはこれからの社会の状況な
どを十分想定しながら、検証をしながら、新た
な目標の設定などについてやはり大胆に考えて
いくということが必要だろうというふうに思っ
ておるところでありますので、ぜひそういった

意味で議員各位にも大所高所からの御意見を頂戴できればなというふうに思っているところであります。

それから、振興計画、最上位計画になるわけでありすけれども、今年度、特に見直しあるいは策定をしている計画というのは、振興計画以外に9つございます。先ほども若干申しあげましたけれども、地方の創生戦略も一つありますが、さらに将来を担う子供たちの教育指針となる教育振興計画の策定もそうでございますし、市の都市計画基本方針を示す都市計画マスタープランも見直しを並行して進めているところでございます。そのほか、地域福祉計画などについてはとりわけ振興審議会の中でもいろいろ検討をさせていただいて、振興審議会の中に組み入れるというようなことで今進めているところでございます。

そういう意味で、整合性は当然とりながら、やはり市民の皆さんに振興計画はこうだけれども、それぞれの計画ではばらばらになっているなどというようなことにならないように、一貫性のある、市の方針というものが、市民の目指すべき方向というのがわかりやすく示せるような形でそれぞれの計画が策定できればというふうに思っているところでありまして、そういう意味では、市役所のそれぞれの担当の部署も連携を持ちながら、横断的にそれぞれの情報を共有しながら今進めているというところでありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 寒河江市を愛する寒河江市出身の方や、県外に住む方がたくさんおられます。いろいろと寒河江市を、自分のふるさとを非常に気にかけて発展を願っている人というのは本当にたくさんいると思いますので、ぜひその方たちの意見、希望、そういったものを取り入れられるような手だてをぜひ図ってほしいなとい

うことを思っています。

新振興計画策定には、消滅可能性都市論にあらわれているように深刻な人口減少を初め、多くの課題があるというのは、先ほど市長がおっしゃられたとおりです。将来の見通しが困難であるとは思いますが、他に誇れる振興計画が策定されることを期待しています。

また、振興計画は計画策定が目的ではなく、それぞれの計画を具現化するために取り組む基盤であり、スタートだと思えます。

さらに、振興計画を上位計画とする各種計画は、事業を進める大切な推進計画ですので、とにかく言われがちな、市長もさきに触れられました縦割り、横割りといったセクションにとられない行政運営を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後2時49分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。